

(資料7)

キンメダイ太平洋系群に関する 資源管理の基本的な考え方

令和4年12月20日(火)

第10回資源管理手法検討部会
～キンメダイ太平洋系群～

水産庁

1. 資源評価の結果について

2. 関係地域の現状について

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見

(2) 各論に関する御意見

- ① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認
- ② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項
- ③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項
- ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向
- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容(体長制限、禁漁期間等)
- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討
- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項
- ⑧ 管理対象とする範囲(大臣管理区分、都道府県とその漁業種類)

(3) そのほかの御意見

(4) 御意見や論点のまとめ(案)

4. 今後について

1. 資源評価の結果について

- 漁獲量は、都県別に見ると増加、横ばい、減少などまちまちであるが、全体としては増減を繰り返すものの、長期的にみると、2010年以降は低い水準にある。
- 漁獲圧(F)は、2007～2011年、2014～2018年は、最大持続生産量(MSY)を実現する水準(F_{msy})を上回ったが、2019年以降はMSYを実現する水準を下回っている。親魚量(SB)は、2012年以降、MSYを実現する親魚量(SB_{msy})を下回っているが、2017年以降、増加傾向にある。
- 資源量は、2000年代前半まで4万トン台で横ばい、その後減少傾向で推移し、2021年は28.6千トンであった。親魚量は、2000年代前半まで3万トン台で推移し、その後減少傾向であったが、2017年は19.9千トンとなり、以降増加傾向に転じた。2021年は、23.1千トン。

親魚量(2021年)・・・23.1千トン

案

目標管理基準値 (Target Reference Point: TRP) ≡回復・維持する目標となる資源水準の値	24.3千トン
限界管理基準値 (Limit Reference Point: LRP) ≡下回ってはいけない資源水準の値	12.8千トン
禁漁水準	2.0千トン

例えば。。。

資源管理の目標例: 10年後に、50%以上の確率で目標管理基準値を上回ること

仮に、TAC管理を行う場合の将来の漁獲量の平均値

単位: 千トン

資源管理例の目標の達成確率

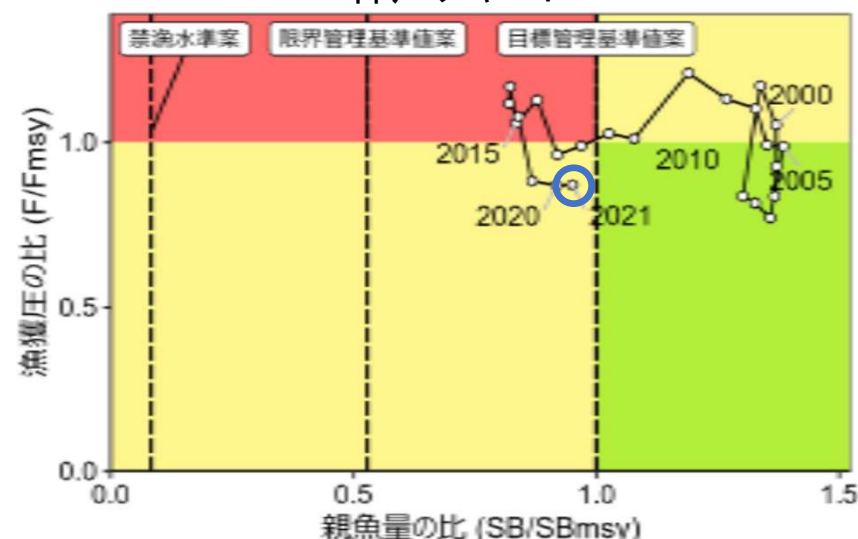
β	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
1	3.8	4.3	4	4	4	4.1	4.3	4.3	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4
0.9	3.8	4.3	3.6	3.7	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3	4.3	4.3	4.4	4.4
0.8	3.8	4.3	3.3	3.3	3.5	3.7	3.8	4	4.1	4.2	4.2	4.3	4.3

26%

77%

99%

《神戸チャート》



2. 関係地域の現状について～まとめ～

- 大陸棚斜面や海山、海丘の斜面や頂上に多く分布し、我が国太平洋岸における主な生息域(漁場)は房総半島から伊豆半島沿岸、御前崎沖、伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺海域などである。
- 主に自由漁業、知事許可漁業として立て縄、底立てはえ縄、樽流しといった釣り漁業で漁獲されている。また大臣許可漁業としては、東シナ海区ではえ縄漁業、太平洋南区、中区、北区で沖合底びき網による漁獲があるが、総漁獲量に占める割合は小さい。

《分布図》



《参考：漁獲シェア表》

	3 か年平均					5 か年平均		
	H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2	H26-H30	H27-H31	H28-R2
大臣管理分合計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
知事管理分合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
千葉	28.5%	30.2%	31.9%	31.9%	32.9%	29.8%	31.0%	32.4%
東京	22.8%	25.1%	26.7%	28.3%	28.8%	24.9%	26.4%	27.7%
神奈川	6.6%	7.3%	7.9%	8.0%	8.1%	7.2%	7.5%	8.0%
静岡	42.2%	37.4%	33.6%	31.8%	30.2%	38.0%	35.0%	32.0%

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

2. 関係地域の現状について ～千葉県～

キンメダイを漁獲する漁業の特徴

- 銚子沖、勝浦沖、東京湾口周辺に主な漁場があり、小型漁船約270隻が釣り(立縄)により漁獲している。
- 漁期は、周年(勝浦沖は7～9月禁漁)で、4～10歳程度を中心に漁獲している。
- 千葉県における令和3年度の資源評価では、銚子沖は「高位・増加」、勝浦沖は「高位・増加」、東京湾口は「低位・減少」と判断された。

全体に占めるシェア

漁業種類別 漁獲実績

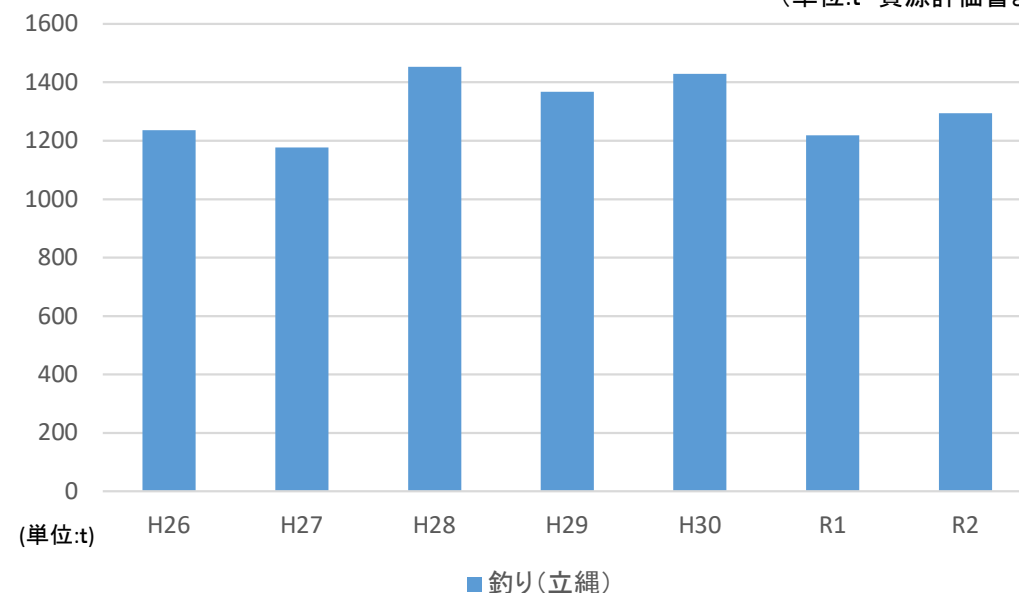
3 か年平均				
H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2
28.5%	30.2%	31.9%	31.9%	32.9%

5 か年平均		
H26-H30	H27-H31	H28-R2
29.8%	31.0%	32.4%

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
釣り(立縄)	1,236	1,177	1,453	1,368	1,429	1,219	1,294

(単位:t 資源評価書より)



数量管理以外の資源管理措置の内容

- 各漁場において小型魚の再放流、漁具・漁法(釣数、縄数、操業時間、釣餌)の制限、休漁日の設定、休漁期間の設定、操業区域の制限など、自主的な資源管理が数十年にわたり取り組まれている。

2. 関係地域の現状について ～東京都～

キンメダイを漁獲する漁業の特徴

- 当該魚種における漁業は、全て立縄。
- 伊豆諸島海域は、我が国有数のキンメダイ漁場である。漁期は周年。
- 入会操業であり、他県から自由漁業である立縄や知事許可漁業である底立てはえ縄の操業がある。
- 伊豆諸島地域では、カツオの来遊減少や磯焼けによるテングサ漁業の衰退等により、魚価が高値安定で高収益が期待できるキンメダイへの依存が高まっており、近年は都の水産業全体の水揚げ量・水揚げ金額の約4割に達する。

全体に占めるシェア

漁業種類別 漁獲実績

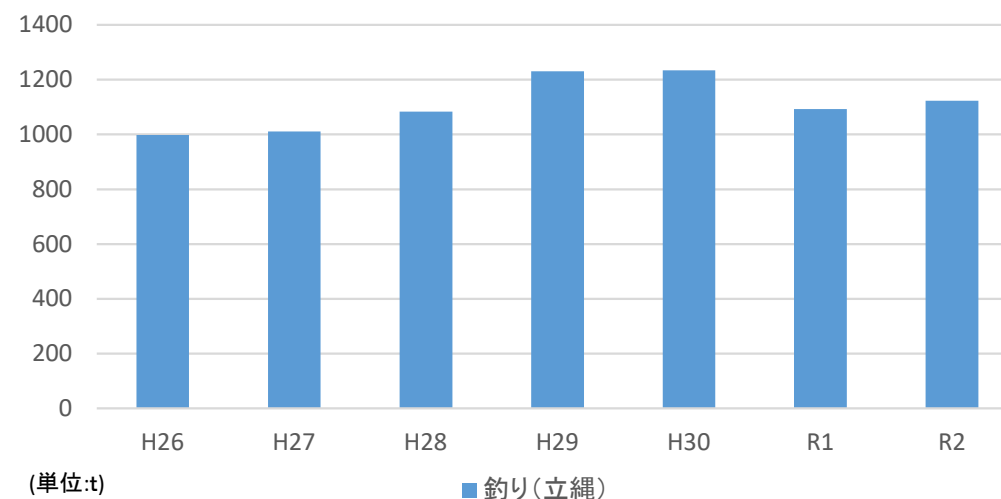
3 か年平均				
H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2
22.8%	25.1%	26.7%	28.3%	28.8%

5 か年平均		
H26-H30	H27-H31	H28-R2
24.9%	26.4%	27.7%

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
釣り（立縄）	998	1,011	1,083	1,230	1,234	1,093	1,123

（単位:t 資源評価書より）



数量管理以外の資源管理措置の内容

- 伊豆諸島各島で自主的な資源管理の取組を実施
 - …①小型魚保護:24cm以下再放流(神津島・八丈島では30cm以下)、②夜間操業周年禁止、③樽流し漁法禁止、④釣針数制限、⑤縄数2縄/人以内(三宅島では1縄/人以内)、⑥一部漁場で操業時間の制限、⑦釣餌の制限、⑧休漁日の設定、⑨操業規制区域の設定、⑩小型魚主体の漁場では操業自粛
- これらの取組に加え、資源管理計画でさらなる体長制限や禁漁期間を設定し、取り組んでいる。

2. 関係地域の現状について ～神奈川県～

キンメダイを漁獲する漁業の特徴

- 一本釣りとはえ縄による漁獲がほとんど。
- 周年漁獲しており、ムツ、メダイ等の底魚類が混獲される。
- 漁場が深いため、表層の潮流の影響で漁具が流されて操業できないことがある。

全体に占めるシェア

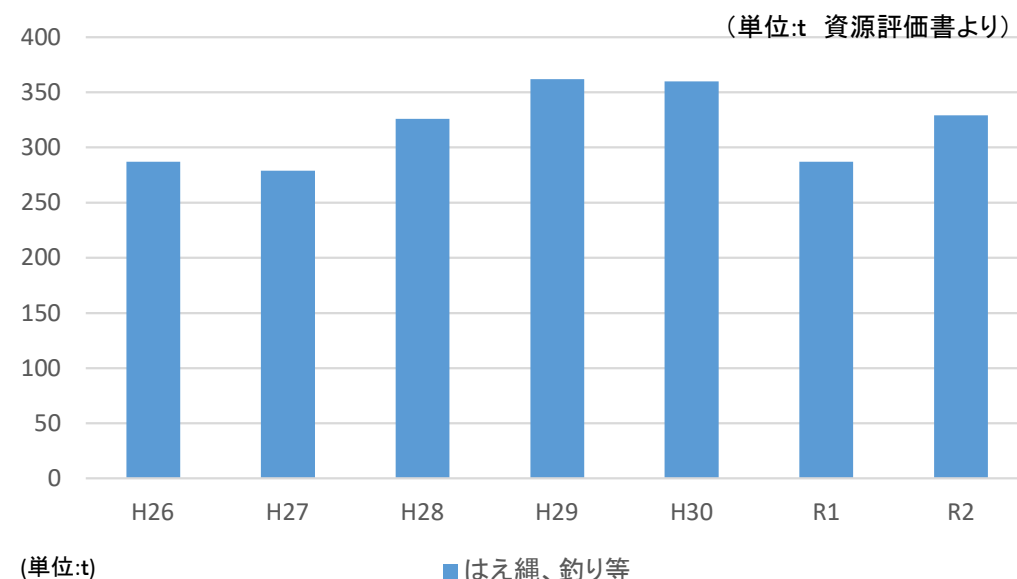
漁業種類別 漁獲実績

3 か年平均				
H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2
6.6%	7.3%	7.9%	8.0%	8.1%

5 か年平均		
H26-H30	H27-H31	H28-R2
7.2%	7.5%	8.0%

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
はえ縄、釣り等	287	279	326	362	360	287	329



数量管理以外の資源管理措置の内容

- 一本釣りでは、漁場により週1回から月2回の休漁日を設定している。樽流し漁法の禁止。
- 底立てはえ縄では、7月から9月の間に連続7日間の休漁の実施
- 小型魚の再放流を行うとともに、状況により操業時間および使用縄数の制限などを行っている。

2. 関係地域の現状について ～静岡県～

キンメダイを漁獲する漁業の特徴

- 立て縄、樽流し(両者合計で2021年県内水揚げ量比42.6%)及び底立てはえ縄(同比57.4%)で操業されている。
- 立て縄及び樽流しは、主に静岡県沿岸海域、底立てはえ縄は伊豆諸島海域で操業されている他、遊漁等も行われている。なお、遊漁等の漁獲量は不明である。
- 静岡県沿岸海域の操業において、全長28cm以下の再放流を行っていることから、小型魚が分布していたとしても漁獲データには反映されない。
- 底立てはえ縄は伊豆諸島の南部で操業することが多く、静岡県沿岸海域の漁獲物に比べ、一般的に体長が大きい。
- 地区(海域)ごとに自主管理組織があり、資源管理が行われている。

一都三県に占めるシェア

漁業種類別 漁獲実績

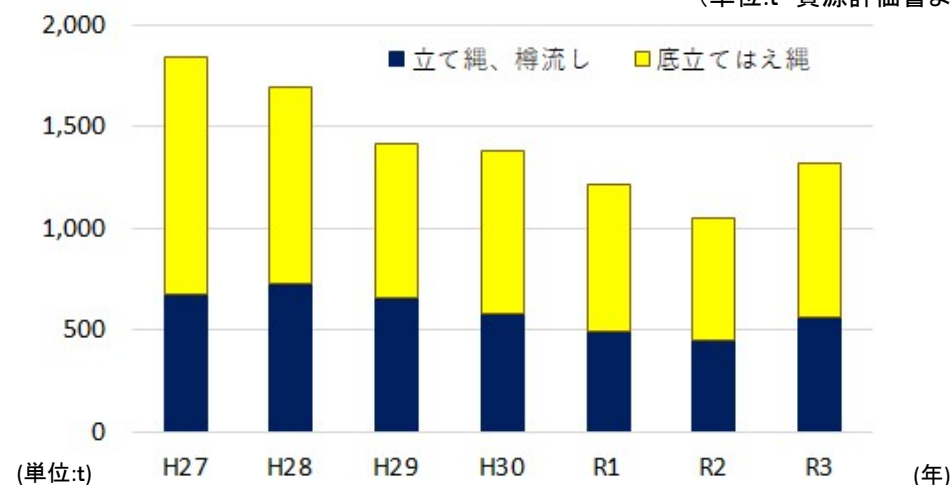
3 か年平均				
H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2	R1-R3
37.3%	33.6%	31.8%	30.3%	31.3%

5 か年平均		
H27-R1	H28-R2	H29-R3
35.1%	32.2%	31.5%

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
立て縄、樽流し	672	725	660	580	493	444	563
底立てはえ縄	1,167	962	754	794	717	607	758

(単位:t 資源評価書より)



数量管理以外の資源管理措置の内容

- 資源管理計画により定期休漁を実施
- 小型魚の再放流、夜間操業の自粛、針数・縄数制限等の漁具・漁法の制限、操業規制区域の設定等を実施

2. 関係地域の現状について（参考） ～愛知県～

キンメダイを漁獲する漁業の特徴

- キンメダイを専獲する漁業はなく、渥美外海で操業する小型機船底びき網で混獲される。
- キンメダイの水揚げ銘柄に複数種（ハシキンメ等）が含まれており、採捕実態については十分な把握がされていない。

全体に占めるシェア

漁業種類別 漁獲実績

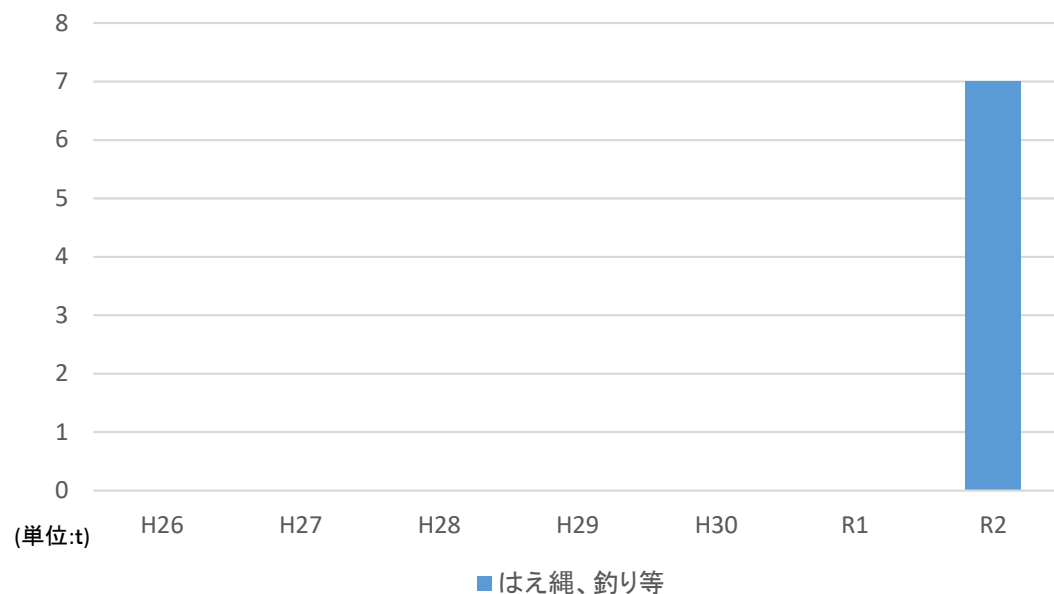
3 か年平均				
H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2
-	-	-	-	-

5 か年平均		
H26-H30	H27-H31	H28-R2
-	-	-

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
はえ縄、釣り等	0	0	0	0	0	0	7

（単位:t 資源評価書より）



数量管理以外の資源管理措置の内容

- 小型機船底びき網では、資源管理計画により休漁日を設定。

2. 関係地域の現状について（参考） ～三重県～

キンメダイを漁獲する漁業の特徴

- キンメダイを主な漁獲対象とする漁業はない。
- はえ縄、中型まき網などで混獲されることがある。
- 県管理の漁業では、中型まき網で、まとまった量が水揚げされることがある。

全体に占めるシェア

漁業種類別 漁獲実績

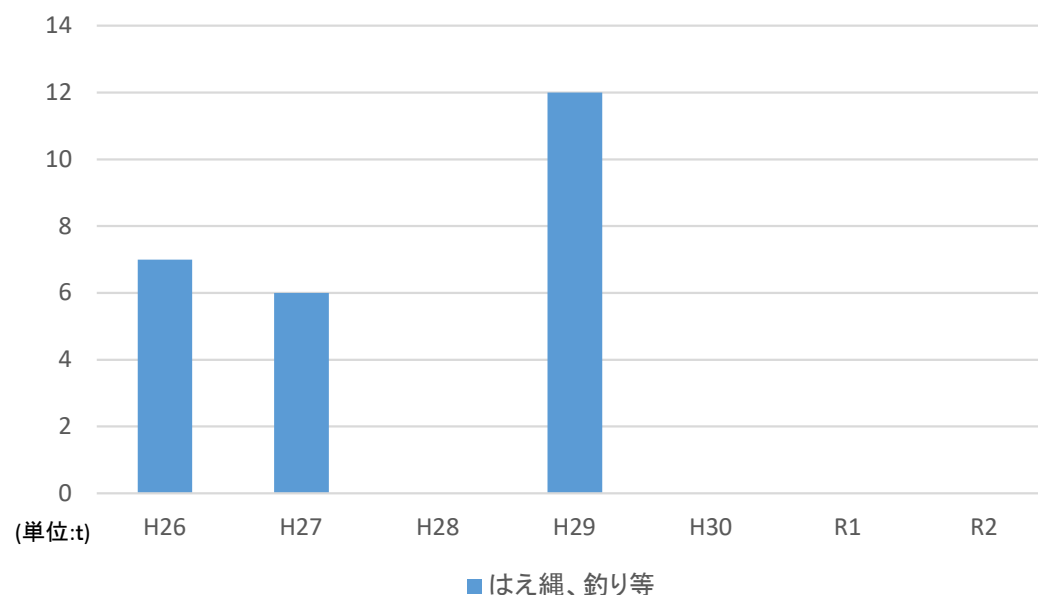
3 か年平均				
H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2
-	-	-	-	-

5 か年平均		
H26-H30	H27-H31	H28-R2
-	-	-

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
はえ縄、釣り等	7	6	-	12	-	-	-

（単位:t 資源評価書より）



数量管理以外の資源管理措置の内容

- キンメダイを対象とした資源管理措置はないが、中型まき網漁業では資源管理計画により、週1回の休漁を実施。

2. 関係地域の現状について（参考） ～徳島県～

キンメダイを漁獲する漁業の特徴

- 主に、延縄により漁獲。
- 通年漁獲されるが、8～9月は少ない。
- 本県におけるキンメダイ属は、ナンヨウキンメ、フウセンキンメ、キンメダイの3種が漁獲される。

全体に占めるシェア

漁業種類別 漁獲実績

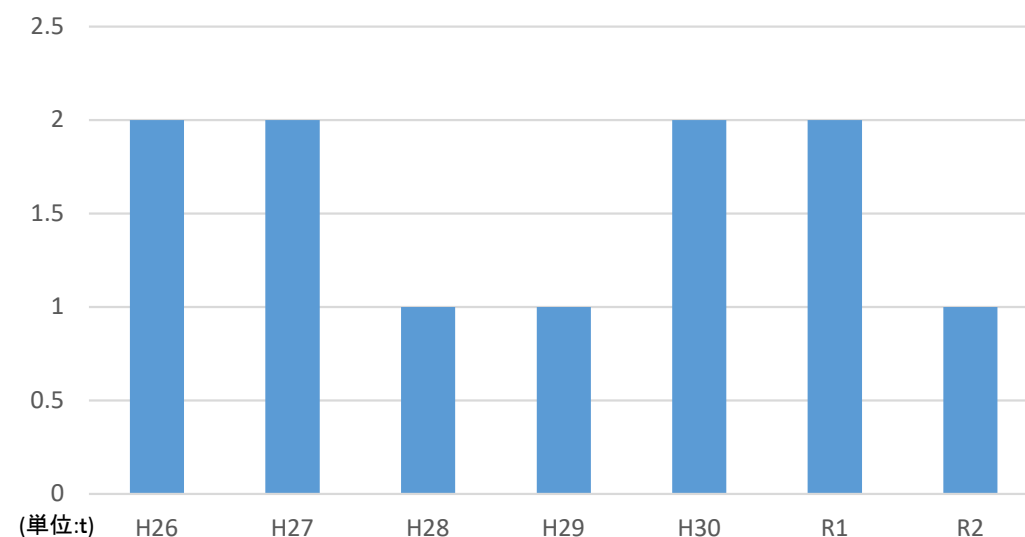
3 か年平均				
H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2
-	-	-	-	-

5 か年平均		
H26-H30	H27-H31	H28-R2
-	-	-

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
はえ縄、釣り等	2	2	1	1	2	2	1

（単位:t 資源評価書より）



■ はえ縄、釣り等

数量管理以外の資源管理措置の内容

- 延縄については、資源管理計画で定めた定期休漁を実施している。

2. 関係地域の現状について（参考） ～高知県～

キンメダイを漁獲する漁業の特徴

- 釣漁業で漁獲される。キンメダイ狙いの漁獲が主体で、混獲は少ない。
- 主漁場の室戸岬周辺海域の主漁期は11～6月で、400g以上の個体が多く漁獲される。産卵期の7～8月は少ない。
- 年間漁獲量は近年500～600トンで推移していたが、令和3年以降に大きく減少している。原因として、黒潮大蛇行の影響が考えられている。

全体に占めるシェア

漁業種類別 漁獲実績

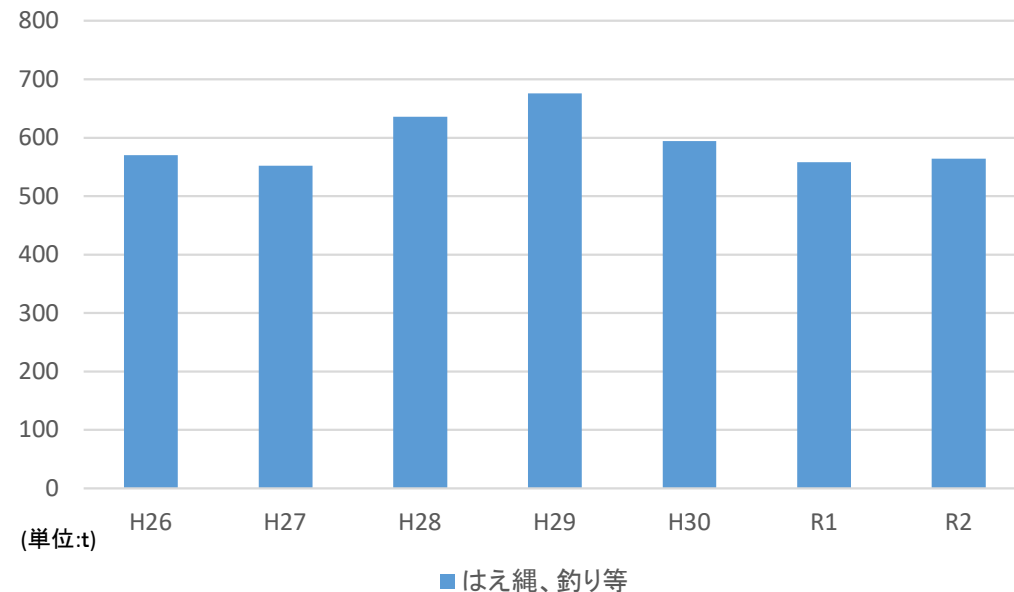
3 か年平均				
H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2
-	-	-	-	-

5 か年平均		
H26-H30	H27-H31	H28-R2
-	-	-

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
はえ縄、釣り等	570	552	636	676	594	558	564

(単位:t 資源評価書より)



数量管理以外の資源管理措置の内容

- 漁業者が自主的に漁具や漁法の制限を実施。

2. 関係地域の現状について（参考） ～鹿児島県～

キンメダイを漁獲する漁業の特徴

- はえ縄、一本釣りで、漁獲のほぼ100%と思われる。
- 周年漁獲されるが、6～12月が多い。1kg以上のサイズが多い。専獲・混獲に関する情報は不明。

全体に占めるシェア

漁業種類別 漁獲実績

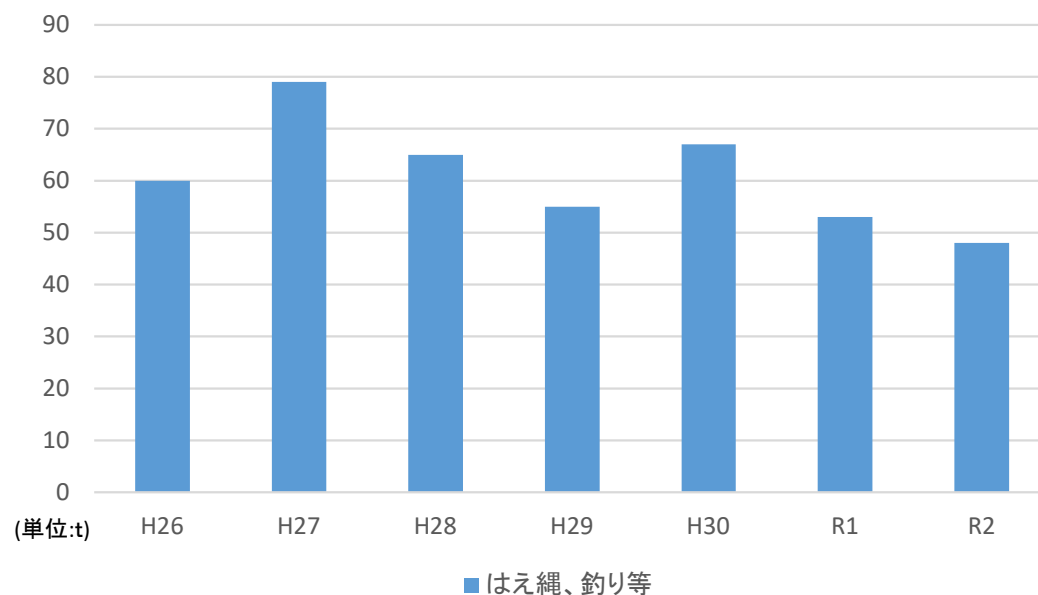
3 か年平均				
H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2
-	-	-	-	-

5 か年平均		
H26-H30	H27-H31	H28-R2
-	-	-

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
はえ縄、釣り等	60	79	65	55	67	53	48

（単位:t 資源評価書より）



数量管理以外の資源管理措置の内容

- 該当なし

2. 関係地域の現状について（参考） ～沖合底びき網～

キンメダイを漁獲する漁業の特徴

- 沖合底びき網においては、主に愛知県で漁獲され、当該地区の総漁獲量の9%、総漁獲金額の10%程度を占める。
- 周年漁獲され、漁獲のほとんどが混獲。

全体に占めるシェア

漁業種類別 漁獲実績

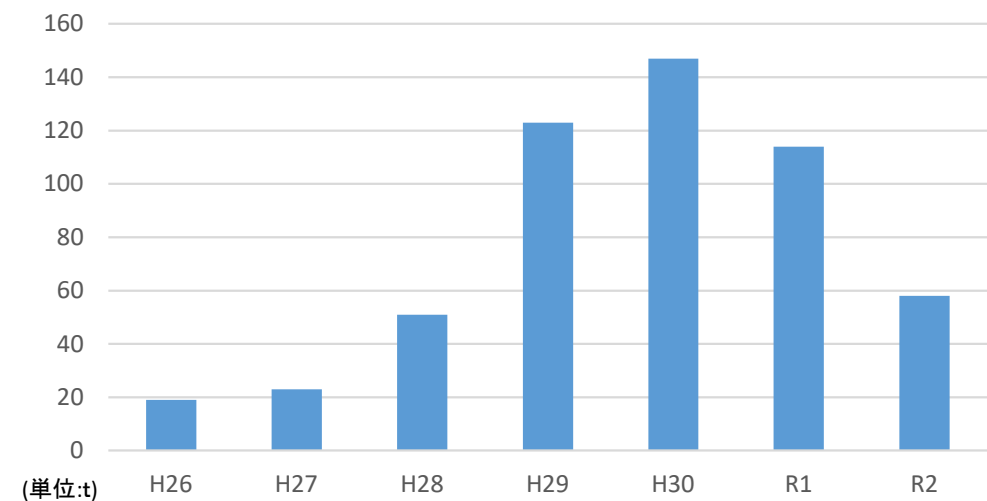
3 か年平均				
H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2
-	-	-	-	-

5 か年平均		
H26-H30	H27-H31	H28-R2
-	-	-

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
沖合底びき網	19	23	51	123	147	114	58

（単位:t 資源評価書より）



■ 沖合底びき網

数量管理以外の資源管理措置の内容

- 7～8月が禁漁となっている。
- 夜間操業の自粛。

2. 関係地域の現状について（参考） ～東シナ海はえ縄漁業～

東シナ海はえ縄漁業の特徴

- 東シナ海の日中・日韓暫定水域におけるはえ縄漁業（総トン数10トン以上の漁船が大臣許可の対象）。
- 許可隻数は、15隻（令和4年12月1日現在）。長崎県、熊本県、佐賀県に許可船が所在。
- 操業時期は周年。主にハタ類、キンメダイやキダイ等を漁獲（令和3年漁獲量のうちキンメダイが占める割合は35%）。
- 令和3年にキンメダイの漁獲実績のある漁船は、4隻。

全体に占めるシェア

漁業種類別 漁獲実績

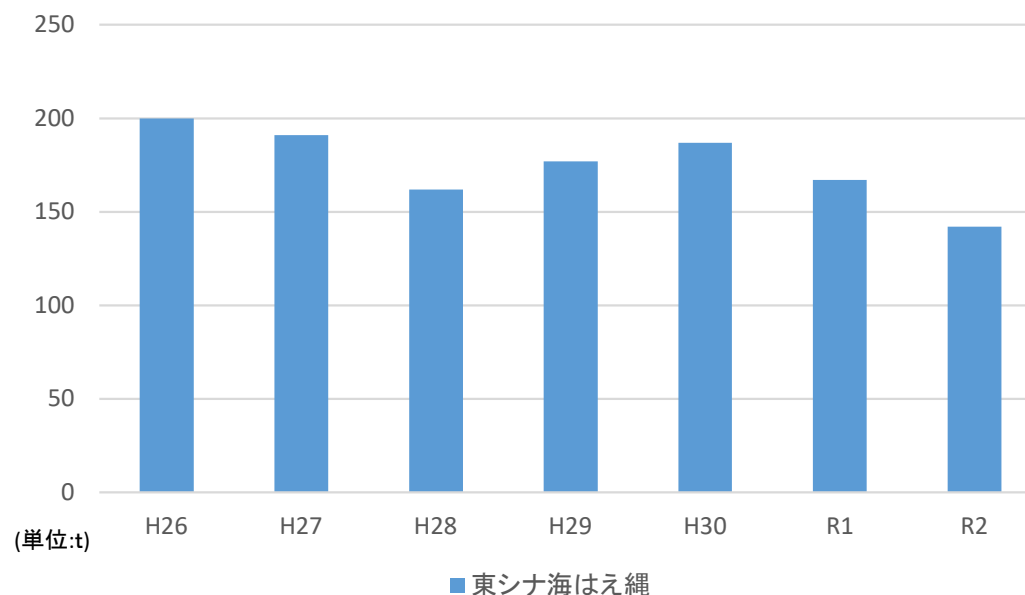
3 か年平均				
H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2
-	-	-	-	-

5 か年平均		
H26-H30	H27-H31	H28-R2
-	-	-

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
東シナ海はえ縄	200	191	162	177	187	167	142

（単位:t 資源評価書より）



数量管理以外の資源管理措置の内容

- 休漁（原則月5日（年間60日））（長崎県あま延縄部会、佐賀玄海漁業協同組合）

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (1/13)

● 資源管理・資源評価

- 最新の技術、データによる資源評価に基づいた数量管理が必要なことは理解。最新の評価結果は、以前と比較して実態に近づくなど一定の成果があった。
- 資源評価方法については、推定された親魚量と加入量の関係、年別年齢別漁獲尾数の精度、CPUEの標準化等が不十分、遊漁や食害の影響が反映されていないことなど、多くの問題点があり、定量的にTAC等を設定するには不十分で時期尚早。
- 本系群の分布域全てのデータを根拠に資源評価を行い、漁場毎で資源管理目標を設定すべき。
- 漁獲割合が非常に低く資源にやさしい釣り漁法が主であることから、TAC管理を導入する必要はない。
- 各地先での自主的な管理を継続した漁獲努力量等の制限による資源管理の継続が適当。
- 一都三県の漁業者と当該都県以外の漁業者との不公平が生じる。

● TAC導入にあたって

- 自由漁業であるため各地域の自主的取組の実効性確保に不安。数量管理は漁場の管理とともに実行する必要。
- 漁業者・水産業者及び関連業者が経営を持続できるよう、経済的支援や担い手対策等の長期的かつ具体的な対応策・支援が必要。
- 過去の漁獲実績を基にTACが各地域等に配分された場合は、配分基準をめぐる争いが発生したり、早獲り競争により弱者が困窮するなど、理解を得られず、トラブル化することを懸念。
- 卓越年級群による急激な資源の増加や早期の割当量消化があった場合の即応性ある対応が必要。
- 各地域の現状を確実に把握し、慎重に話を進める必要。
- 漁業者のみならず、遊漁についても同様に数量管理を実施する必要。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (2/13)

参考人からの御意見	御意見の内容
勝浦漁業協同組合 代表理事組合長(参考人) 勝浦沖漁場協議会 (意見表明者)	【資源評価について】 勝浦沖では、35年以上前から県水産総合研究センターや地元水産事務所と協力しキンメダイの生態を解明する試みの一つとして標識放流を実施しており、現在までに放流した尾数は2万尾以上となっています。この標識放流ではキンメダイの7～8割が地先で再捕されています。このことから、勝浦沖のキンメダイは大きく移動するものではないと考えられ、国の主張する一都三県をまとめた管理ではなく、これまでどおり各地先での自主的な管理の継続が重要だと考えます。また標識放流の結果からキンメダイは成長し大きくなる(10歳程度になる)と南下し、他の漁場に移る魚もいることが分かっており、私たちの地先の管理で獲り控えられた親魚が産卵することで、一都三県の全体の資源に貢献していると考えています。キンメダイの資源状況は漁獲量の影響だけでなく環境要因も大きく影響があると考えられます。これは、親魚の量が大きく変動していないはずなのに、漁場に小さな魚が多くみられる年、あまり見られない年があり、単純に親魚の量が資源の増加に直結していないことを実感しているためです。国の行う資源評価に環境要因がどのように考慮されているのかわかりやすく説明してください。まずは資源の変動要因を十分解明する必要があると感じています。これまで私たちは産卵期の禁漁など自主的な資源管理(次項に詳しく記載)により漁獲の強さをぎりぎりまで下げ、魚の獲り控えを行ってきました。国の資源評価は私たちの獲り控え実態を十分に反映できていないと思います。これまで取り組んできた私たちの獲り控え実態をしっかり資源評価に取り込んでいただきたいと思います。資源管理を実施する上では、産卵期の禁漁に加え、小型魚の保護も重要と考えます。しかし、漁法によっては小型のキンメダイを漁獲していることを把握していますでしょうか。このような不合理漁獲では一都三県だけが資源管理を実施しても、資源量の増加には繋がらないと考えます。国が率先して全国的な漁獲の実態を調査し、適切な資源管理が行われるよう、強く指導していただきたいと思います。 【自主的な資源管理の取組と成果について】 勝浦沖キンメダイ漁場では、漁業者の自主的管理として、昭和30年に夜間禁漁に取り組んだのを皮切りに、現在までに禁漁期間の設定、針数・縄数の制限、操業時間の短縮、小型魚保護などに長年取り組んできました。特に産卵期の親魚の保護のために設けた3か月間の禁漁期間は他地区ではまねできない取組だと自負しています。このような自主的な取組の結果、勝浦沖漁場では、平成18年頃をピークに減少傾向となっていた漁獲量は24年以降横ばいに推移し、令和3年度千葉県沿岸重要水産資源評価では、資源水準は「高位」、動向は「増加」と判断されました。また、令和3年度に県水産総合研究センターが行った試算では20年前に比べ漁獲努力量を約50%削減していることが分かりました。一方、国の主張する一都三県での一括した管理は、各漁場の特性や資源管理の取組が考慮されていません。併せて、漁業者の高齢化などによる勢力の減退や廃業者の増加の状況と漁獲量が横ばいであることを考慮すると資源は増加傾向にあると考えられ、実際にCPUE(1日1隻あたりの水揚げ量)は増加しています。以上のように勝浦沖での自主的な資源管理の取組とその結果等からキンメダイはTAC管理を導入する必要はありません。 【TAC管理に対する意見】 一都三県の漁業者協議会等での国の説明はTACありきの説明が多く、私たちの行っている自主的な取組との比較についての議論がなされていません。お互いの考えを理解するためにもTAC管理と自主的な資源管理の良い点、悪い点を議論する必要があると感じています。私たちは「すべての問題は話し合いにより解決する」との考え方でこれまで自主的な資源管理を進めてきました。国は漁業がより良くなるようにTAC管理について検討を進めていると思いますが、これまでの会議では国が何を考えてTAC管理を進めているのかが分かりません。ぜひ浜に来ていただき十分な議論をさせてください。TAC管理やIQ管理が実施された場合、対象となる魚を獲る人が増えれば、それだけ自分の取り分が減ることから新規参入が困難になるのではないのでしょうか。これは、国の進める担い手対策に逆行することになるのではないのでしょうか。イルカやサメ、バラムツなどによる食害が増加しているにもかかわらず、未だに有効な対応策が取れていません。キンメダイ資源の評価や漁業者の収入にも影響していると考えられることから、国の主導による実態調査や早急な支援策を求めます。キンメダイの資源管理はその資源の広がりを見ると一都三県の漁業者だけの問題なのではないのでしょうか。その他の漁業や地区にも関係してくる問題ではないのでしょうか。また、国は遊漁の実態を把握しているのでしょうか。キンメダイを漁獲する漁業の全容、他地区との交流の関係や遊漁の採捕量の実態が分からないのであれば、まずはその調査を本格的に行うことから始めるべきです。TAC管理による水揚げ量の減少は私たちにとって死活問題になることから、仮にTACが導入された場合には、経済的支援や担い手対策等の長期的かつ具体的な対応策を講じてください。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (3/13)

参考人からの御意見	御意見の内容
千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会座長(参考人) 千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会 (意見表明者)	以下の理由から、研究機関の資源評価を参考に、これまでの漁業者を主体とした漁獲努力量等の制限による資源管理を継続していくことが適当であると考えます。 ① キンメダイ漁業について 資源評価対象となっている千葉県、東京都、神奈川県、静岡県の一都三県では、キンメダイは主として釣(立縄)で漁獲されています。釣漁業は、能動的に漁獲し漁獲圧が高くなりやすい網漁業とは次元の異なる低い漁獲圧で、自由漁業とされています。実際に資源評価結果でも、資源量に対する漁獲割合はマイワシやマサバでは50%を超える年がありますが、キンメダイでは13～19%と非常に低いレベルとなっています。漁業者は、自由漁業ではあっても、資源管理の重要性を十分に理解し、それぞれの地域ごとに資源管理組織をつくり、千葉県以外の一都二県の資源管理組織とも連携しており、また、参加者にも資源管理措置の必要性を理解させ、地域ごとに統一した資源管理が実施できるように取り組んできています。さらに、元々釣漁業は定置網等と同様“待ちの漁業”であり、資源にやさしい漁法であることから、TACを適用する必要は無いと考えます。 ② キンメダイの生態と資源管理の取組みについて 本県は、平成の初めから、国の資源管理型漁業推進総合対策事業等により、生態の把握や資源評価、漁業者が実施する資源管理手法に対する評価等を行い、国の方針の基で、漁業者自ら実施する資源管理型漁業を推進してきています。具体的には、漁獲物測定等による資源構造の把握、標識放流による移動の把握、資源管理措置の評価等が行われてきており、小型魚の再放流や、作業時間、作業日、作業区域、漁具・漁法の制限等、きめ細かい資源管理措置の実施に結びついてきています。この結果、キンメダイの再生産の特徴である卓越年級群が効果的に保護され、千葉県においては、漁獲努力量は減少傾向となっていますが、CPUEは増加傾向であり、漁獲量は維持されています。さらに、国の令和3年度までの資源評価書でも、「高水準の加入の兆候を的確にとらえ、それを保護する資源管理方策を実施することでも、長期にわたりキンメダイ資源の漁獲の維持・増大を図ることが可能である」とされ、国が自ら漁業者の資源管理方策を肯定してきており、最新の資源評価でも、これまでの漁業者の資源管理努力が妥当であったとの結果が得られています。したがって、漁業者の取り組んでいる資源管理は十分に機能していると考えており、TAC管理の導入の必要性は無いと考えます。 ③ 太平洋系群の範囲と資源管理の対象範囲について 国は、太平洋系群の範囲を、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺を含んでいるとしていますが、資源評価及びTACを検討していく範囲は、調査資料が充実している一都三県の漁場である関東周辺及び伊豆諸島周辺となっており、一致しておりません。漁業者は長年にわたり小型魚の標識放流に取り組んできており、その採捕結果から、若齢魚はほとんど移動しないことがわかっており、地先ごとの管理効果が出ていると考えられます。一方、高齢魚になるにつれ、千葉県から他の都県の海域へ、さらには、四国沖など一都三県の漁場から移出する割合が増加し、国の令和3年度資源評価書でも10歳以上では一都三県の漁場外へ3割程度が移動するとされるなど、資源評価上明らかに無視できない交流が認められます。さらに、黒潮を考慮すると、愛知県や高知県で漁獲されている資源の親魚由来の再生産が一都三県の漁場の加入に寄与していることは十分に想定されます。都県を越える管理を実施しようとする場合、国も認めている太平洋系群全体を想定することが妥当であり、まずは、資源評価も太平洋系群全体を対象として行うべきと考えます。仮に、合理的な理由なく、資料が充実し一定の資源評価が可能であるとの理由だけで一都三県の漁業者にのみTACが設定されることになれば、同じ資源を共有している一都三県以外の漁業者との不公平な制度となることから、法律に基づく規制の適用上も大きな問題があると考えます。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (4/13)

参考人からの御意見	御意見の内容
千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会座長(参考人) 千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会 (意見表明者)	④ 資源評価モデルについて 令和4年9月30日に公開された最新の資源評価結果については、CPUEによるチューニングを行い、以前と比較して、実態に近づくなど一定の成果があったと評価できます。そして、評価結果では、現状の漁獲圧がF_{msy}を下回るとともに親魚量は増加傾向であり、漁業者の資源管理が妥当なものと判断されました。しかし、資源評価方法については、 ・資源評価の最も基礎的資料となる年別年齢別漁獲尾数の推定精度が十分でないこと ・CPUEの標準化が十分でないこと ・食害の影響がCPUEに反映されていないこと ・遊漁の影響が検討されていないこと など、多くの問題点があることを資源評価実施者自らが示しています。さらに、高齢魚になるにつれ資源評価範囲外への移出が大きくなり自然死亡率と比較して無視できないものと考えますが、このことが反映されていません。これらのことを考慮すると、現段階の資源評価結果も実際とは乖離しており、漁業者の資源管理努力について過少に評価されていることが想定されます。また、再生産関係についてホッケー・スティック型のモデルを適用していますが、推定された親魚量と加入量の関係から大きく乖離しており、計算されたMSY等の値も信頼性に欠けると考えます。したがって、現段階での資源評価は、定量的にTAC等を設定するためには不十分であると言わざるを得ないと考えます。 ⑤ TACの設定に関する問題について 資源評価のベースともなっている現状の漁獲実績は、漁業者が自ら設定した種々の資源管理項目を遵守した上での数字となっており、投入可能な漁獲努力量を大きく下回るものとなっています。過去の漁獲実績を基にTACが各地域等に配分された場合は、漁業者は納得できず大きなトラブルの発生が十分に予想されます。また、キンメダイ資源は、その発生が予想できない卓越年級群によって維持されています。卓越年級群による急激な資源増があった場合は、TACを早期に消化してしまい、過去の漁獲実績から計算され配分されたTACではこれに対応できません。さらに、キンメダイが来遊し漁場が形成された場合にのみ漁業を行う東京湾口部などの地域もあり、この場合、年による豊凶の差が大きいため、過去の平均漁獲量を基にしたTACの配分量では、来遊時の漁獲量に到底及ばず、漁業が成り立ちません。そのほか、配分方法によって、都県の地域ごとにTACを管理すると早採り競争が起こり操業弱者が生活に困窮する場合や、船ごとに管理する場合はその配分基準をめぐって争いが起こるなどのトラブルの発生が考えられます。クロマグロでも様々なトラブルが発生しましたが、キンメダイ漁業は漁業者の生活を支える主要漁業であり、予想されるトラブルの深刻度はクロマグロの比ではありません。TACの導入により、国の方針の基、資源管理推進関係事業を活用し、半世紀にわたり築き上げてきた貴重な資源管理の組織や文化が、崩壊していく可能性も高いと考えます。 繰り返しになりますが、以上から、これまでの漁業者による漁獲努力量等の制限による資源管理の継続が適当であると考えます。
東京都島しょ農林水産総合センター所長	現在都の漁業者の経営に最も重要な水産資源であるキンメダイを永続的に利用していく必要があるからこそ、最新の技術、データに基づいた数量管理が必要である。という総論は当然理解できますが、キンメダイ漁業は多くの漁業者が周年行う基幹的な漁業であることから、個々の漁業者の経営という視点で各論を考えると、様々な課題があります。 特にいつ出漁できるかわからない島の厳しい気象条件の中でどのように数量を管理していくか。先取り競争の防止を含め、他県や大型船との入会漁場となっている都の伊豆諸島海域では、地先の漁場管理方法も自分達だけでは決定できず、これまでも、誰のための資源管理か！との思いとの葛藤の中で自主的な制限に取り組んでいます。 数量管理は漁場の管理と併せて実行することが必要と考えます。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (5/13)

参考人からの御意見	御意見の内容
三宅島漁業協同組合 代表理事組合長 (東京都漁業協同組合連合会会長)	○伊豆諸島の漁業者の現状 ・海洋環境の変化などから、カツオ、タカベ、イサキなどの魚類や、イセエビ、トコブシ、テングサなどの磯ものの資源が減少する中、 ・漁業者は生活していくために、キンメダイ漁業へ依存を高めている ○自主的な資源管理の現状 ・漁業者はこの重要なキンメダイ資源を末永く利用していくため、全島周年の夜間操業の禁止、産卵期の7～8月は16日以上を休漁し、 ・また、各島別にも針数や操業時間の制限を設けるなど、漁業者自らがルールをつくり、資源管理に取り組んでいる ・しかし、これらのルールに理解・協力を示さない、内地から伊豆諸島海域に来る漁業者や遊漁船なども少なくないため、 ・大切なキンメダイが小型化しているなど、今後の漁業に不安を抱いている ○漁獲量の管理について ・現状よりも少ない漁獲量が配分割当された場合、キンメダイ漁業への依存が高い伊豆諸島の漁業者は、収入減少への影響が大きく生活が大変苦しくなる ・こうしたことから、漁獲量の管理には強い反対の声がある
神奈川県キンメダイ 資源管理実践推進漁 業者協議会 会長	今回、TACによる数量管理が検討されておりますが、私たち漁業者は海域の特性に合わせたきめ細かい管理を実践してきました。しかし、TACによる数量管理は、総漁獲量だけの管理であり、私たち漁業者が実践してきたきめ細かい管理とは、全く異なるものです。このような総漁獲量の管理では、本当の資源の管理はできないと考えております。
神奈川県漁業協同組 合連合会(参考人) 神奈川県漁業協同組 合連合会 (意見表明 者)	伊豆諸島海域のキンメダイ一本釣り漁業においては、既に自主的な漁業調整と資源管理の枠組みが構築されており、漁獲対象資源に加入後の資源に対して可能な資源管理は既に実行済みである。成長乱獲に対しては有効であると考えている。 一方でTAC管理は、親子関係を基本に将来の親魚量を検討しているが、キンメダイの資源研究においては親子関係が解明されていないため、TAC管理の有効性が検証できない。そのため、有効性が検証されていないTAC管理を進めるより、現体制における自主的な資源管理の有効性をさらに検証し、効果的な管理を推進することの方が資源に対して有効と考える。 キンメダイ対象の一本釣り漁業者は、高齢化や廃業が進み、キンメダイの漁獲量が多かった1980年代と比較して漁獲努力量(操業隻数)が大幅に減少しており、さらに資源管理による努力量規制も行われており、資源に対する漁獲圧力が大幅に低下している。これからも現資源管理を推進することが望ましいと考える。 また、零細な漁業者が多いことからTACによる漁獲規制は、漁家経営への影響が懸念される。 一本釣り漁業と同じ海域、同じキンメダイ資源を遊漁が利用しているが、遊漁は相当程度の漁獲圧があると思われるので、遊漁の漁獲圧の調査を充実させ、適切な規制を行わないとキンメダイ資源に対する管理効果が発現できないとともに、資源管理を推進する漁業者に不公平感が発生してしまう。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (6/13)

参考人からの御意見	御意見の内容
静岡県漁業協同組合 連合会 常任理事	キンメダイのTAC管理については、一都三県ではなく、日本国内の全範囲のキンメダイを日本国の財産として一律にとらえるべきである。 その上で、日本国内におけるキンメダイの漁獲の全体量を把握した上で評価及び管理をするべきである。 一部の漁業者にのみ漁獲制限を設けることは著しく不平等であり、漁業者の理解は得られない。 その上で、公的資源管理の導入(TAC 管理)については、重要性・必要性は漁業者共々理解している。しかしながら、キンメ立縄漁法という自由漁業における公的管理については、その手法や法的規制の導入について、事前の調整に十分に時間を割くべきであり、これまで各地で自主規制を設けて操業を行っているキンメ漁業者にとって、今回の資源評価を基にした出口規制のみしか見えない拙速的な進め方は、当該漁業者へのさらなる締め付けを強要するような印象を強く与えることとなり、管理手法の検討については、十分に時間をかけて討議をする必要がある。 水研機構には、現存するデータを活用し資源評価・解析に尽力いただき敬意を表するところではあるが、漁業者の実感としての資源動向と公表された資源評価については、乖離するところがあり、特に漁獲の主要を占める下田のデータが十分に活用されていないこと、食害や他の採捕者の資源への影響が考慮されていないことなど、「科学的データとしての信頼性」に疑義が生じている。併せて、漁業者のこれまでの自主管理の成果、減船による漁獲量の減少など、データの推移だけでは測れない要因を資源評価に反映させることが必要であり、資源評価の精度を向上させるためにはさらにデータの蓄積と時間を要することと推察する。 上記のとおり、キンメダイという同様魚種で規制の掛かる一都三県とその他の地区や漁法について、評価や管理に差があることについての不公平感が高く、実際に一都三県外へのキンメダイの移動の知見あることから、太平洋系群として、上記の含まれていないデータも評価に加えた上で、管理を検討するべきであると考えます。 また、将来予測をするために活用する再生産関係のあてはまりに疑問を感じる。この関係を推定するためにはデータが不足しており、将来予測の依存度が高い数量管理を厳密に行うことは危険であると考えます。 一方で、現状の資源評価では$\beta = 1.0$でも親魚量が増加すること、目標となる親魚量と現状の親魚量が近いことに加え、上記のとおり管理方策や資源評価に課題点が多いことから、少なくとも早急な数量管理の導入は行わない方が良いと考える。
賀茂船主組合連絡協 議会会長	1. 水産庁浜回りで水産研究・教育機構水産資源研究所の発言のとおり、一都三県の限定的な情報だけで資源評価をしたことが問題であり、区分しているキンメダイ太平洋系群の全てのデータを根拠に資源評価すること。 2. 数量管理となれば早獲りになることは容易に想像できるので個人事業主の漁業者、特に高齢者は生活が困窮するがどう考えているのか、併せてキンメダイの水揚げを主とする漁協、市場、仲買等の経営も必然的に悪化するがどう考えるか。 3. 40数年キンメダイを漁獲しているが資源が減ったという実感がなくて、資源評価と乖離している、これはTAC導入のために資源評価を改竄または意図的に低位な評価を偽装していると考えている。その疑念を払拭するため複数の第三者機関に開かれた資源評価を行わせることが必要。 4. 水産庁のTAC魚種拡大スケジュールではキンメダイ太平洋系群とあるのに、なぜ一部の限定的な地域だけで資源評価を行ない、一部地域だけにTAC導入しようとしているのか。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (7/13)

参考人からの御意見	御意見の内容
いとう漁業協同組合 代表理事組合長	20年来の一都三県資源管理の枠組みにおいて、各県で自主的な資源管理、資源保護に取り組んできた中でまだまだ結果が出ていない中でのTACによる数量管理に移行するのはまだまだ時期尚早、資源量の調査データも甚だ疑問であり、より高精度な資源調査を希望するものである。
芸東地区沿岸漁業協 議会役員	令和4年度の資源評価は1都3県の評価が主であり、その他の地区のデータは含まれていないため、この資源評価のみで議論するのは好ましくない。高知県沖の漁場においても、1都3県のキンメダイと資源としてのつながりはあるが、漁獲の状況を比較すると主群は違っていると考ええる。よって、今後数年間はキンメダイを水揚げしているすべての漁場を対象とし、地域群ごとに資源評価を行い、資源管理目標はそれぞれの漁場(地域群)で設定するべきである。 キンメダイは高知県における重要な水産資源であり、今後TAC管理によりキンメダイ漁業が衰退することがあると、漁業者のみならず、水産業者及び関連業者に与える影響は非常に大きいと考える。よって、資源管理とともに漁業者・水産業者及び関連業者が経営を確実に持続できるよう検討していただきたい。 高知県ではキンメダイ漁業のみで生活している漁業者も多く、キンメダイのTAC管理による影響を直接受けてしまう。よって、TAC管理を行い漁獲制限が行われた場合の漁業共済制度や、休業補償等の補償の新設拡充についても検討していただきたい。 高知県のキンメダイ漁は近年まれにみる不漁で漁獲量も半減している。これは、資源の減少も少なからず影響していると考えられるが、海洋環境の変動による影響も非常に大きいと考えている。このように、漁獲の少ない場合に資源量が過小評価され、漁獲枠が少なくならないよう、地域別で資源評価を行うなど、資源評価手法や漁獲可能量の算出を慎重に検討していただきたい。 キンメダイは遊漁船でも人気の魚種であるため、漁業者だけでなく遊漁者も管理対象とすべきである。 【他地区からの意見】 数量管理を行うことで、キンメダイ漁を行う漁業者が生活できない事態にならないよう、各地域の現状を確実に把握し、慎重に話を進めていただきたい。また、数量管理については漁業者のみならず、遊漁についても同様に管理を実施する体制をとるべきと考える。遊漁船については、遊漁での乱獲(幼魚含む)による資源枯渇、本職漁師の収入を脅かさないためにも別枠を設けての資源管理を強く希望する。 キンメダイの漁獲される全ての漁場で資源評価を行い、それぞれの漁場毎で資源管理目標を設定して頂きたい。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (8/13)

意見表明者の御意見	御意見の内容
布良瀬漁場協議会	【資源評価について】 漁獲量・漁獲物測定 of データを中心とした限られた情報のみで資源評価を行うことが適切といえるのか疑問です。漁獲量減と資源量減はイコールではないはずです。 魚探に反応があり、魚がいることが分かっているにもかかわらず釣れないことはあります。水研機構は水揚げ量から資源評価をしているようですが、魚がいても釣れない実態を把握しているのでしょうか。 操業時の気象や海況により1日の操業時間は異なり、漁場へ向かったものの道具を落とさないまま戻ってくることもあります。また、人によっても違いがあり、操業の状況は様々です。そのような事情は、資源評価にどのように反映されているのでしょうか。 小型魚の保護や漁場の禁漁、出漁日数の制限、延べ操業人数の減少など昔と比べて漁獲圧は低下していると思いますが、そのことの評価は十分されているのでしょうか。 布良瀬漁場においては、漁業者はキンメダイ専業というわけではなく、並行してクロムツやメダイを主目的とした操業も行っています。クロムツやメダイの値段が良ければそちらの操業を優先しますので、キンメダイがいても獲らないこともあります。また、クロムツやメダイを主目的とした操業の際に、キンメダイが混獲され、水揚げされる場合が多くありますが、そのことは適切に評価されているのでしょうか。 資源評価では、2歳魚の資源量推定をしていますが、2歳魚を漁獲していない地区が布良瀬漁場を含めて少なからずあり、その精度は高いとは思えません。 海洋観測や仔稚魚調査などの調査がいつ、どのような手法で、どの程度(期間、回数、規模)これまでに行われたのでしょうか、また、これから行う予定なののでしょうか。それがわかりません。そして、その結果がどのように資源評価に反映されているのでしょうか。水研機構はやっていると言うだけで「どのように」の説明がありません。漁業者への丁寧な説明が必要ではないのでしょうか。 水研機構はもっと現場へ来て調査し、資源評価の精度を上げてほしいです。・漁場としている海域以外にもキンメダイは生息していると考えられますが、それは資源評価の対象となっているのでしょうか。なっていないとしたらその理由は何でしょうか。 キンメダイの増減や漁場形成に係る環境要因(ハダカイワシなどの餌となる生物やサメ・イルカ等のキンメダイを捕食する生物などの生物的環境、潮流や水温などの非生物的環境)の評価が十分であるのでしょうか。 キンメダイの資源量について、水研機構の示した資料では親の増減と子の増減の関連性が見て取れず、親子関係が成り立っていないと感じます。 現時点で、キンメダイの生態が十分解明されているとは思えず、そのことを考慮せずに短期間で適正な資源評価をすることは困難なのではないのでしょうか。 【自主的な資源管理の取組と成果について】 私たちは資源管理の重要性について理解しており、操業に当たっては、10年以上前から地域の実情に合わせた自主的な資源管理として、漁獲サイズ、針数、縄数、操業時間の制限や休漁日の設定を行っています。布良瀬はキンメダイについて言えば、釣れる・釣れないの差が激しい漁場であり、2年前からはその資源の状況からキンメダイを目的とした操業を控えてきました。 今年の年初めからはキンメダイの水揚げが好調であり、これまで取り組んできた自主的な管理の重要性とその効果を実感しており、今後も続けていきたいです。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (9/13)

意見表明者の御意見	御意見の内容
布良瀬漁場協議会 (続き)	【TAC管理について】 キンメダイ以外の魚種においても、TAC管理の問題点が議論されています。わからないことが多い中で、漁獲量などを中心とした限られたデータによる資源評価の正確性には疑義が強く残り、それを基にした性急なTAC管理の導入はとても受け入れられるものではありません。これはTAC管理の仕組み自体に問題があると言わざるを得ないのではないのでしょうか。 キンメダイの増加の目標をどこに置くのかが適切でないと感じます。今の漁業者の減少傾向から20年後の漁業者数を考えると、漁業者数が多く、それに伴い漁獲量も多かった時期の数値を目標に設定するのは疑問です。 TAC管理を行う場合、どのような基準で数量の配分を行うのかが全く示されていません。仮に過去の漁獲実績を基に配分するとした場合、近年はキンメダイの来遊が不安定で昨年末までの数年間は漁獲が少なかった布良瀬漁場では、配分が不利になる恐れがあります。そもそも来遊状況等にあったTAC配分が可能なのか疑問です。 TAC管理による数量の配分を行う上で、これまで各地区で取り組んできた自主的管理をどう評価するのでしょうか。水産庁はその方向性を示すべきです。十分に評価が行われないうままTAC管理に移行し、機械的に数量配分を行えば、熱心に自主的管理に取り組んできた漁業者が損をすることになり、これまで長年をかけて積み重ねてきた自主的管理の取組を否定することにつながりかねないと考えます。 資源評価への疑義やこれまでの自主的管理の評価について、全ての地区の漁業者が納得いく形で合意形成が図られないままTAC配分がなされれば、県内・県外の各地区の漁業者間で対立が生じてしまう恐れがあると感じています。国はそのような事態が生じたときに解決できるのでしょうか。 TAC管理は一都三県の釣り漁業のみを対象として行うのでしょうか。遊漁や底曳網漁船などキンメダイを漁獲する全てを対象としなければ管理の意味をなさないのではないのでしょうか。また、遊漁等の実態を水産庁はどこまで把握しているのでしょうか。少なくとも聞き取りぐらいは行うべきです。 TAC管理の導入により、漁業者の収入減少はもちろんのこと、産地仲買人、漁協、観光業者など地域の産業にも大きな影響を及ぼすことが容易に予想できますが、その影響を十分に緩和しうる具体的な支援対策はあるのでしょうか。漁獲共済で収入の減少を補填してくれれば話になりません。TAC管理により、1年や2年の間だけ一時的に収入が減少するわけではないことは水産庁もよく分かっているはずですが。 漁業者の収入が大きく減少することになれば、廃業する漁業者が増える一方で、新規就業が抑制されることが予想できます。また、独立などにより新規参入を図る際にTACの割り当てが障壁となり、新規参入が困難になることも考えられます。これらのことが漁業者の減少に拍車をかけることにつながり、地域の漁業技術・文化の継承にも支障をきたすおそれがあるのではないのでしょうか。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (10/13)

意見表明者の御意見	御意見の内容
銚子沖漁場協議会	私たちはキンメダイがTAC対象魚種の候補となっていることについて、現状ではTACによる数量管理は国の資源評価の信頼性、銚子沖での自主的資源管理の取組とその結果等の観点からキンメダイには適していないと考えています。 【資源評価について】キンメダイ資源は、ある年に多く発生した世代(卓越年級群)が、その後数年の漁獲を下支えすることが明らかになっています。これは、資源の増加は産卵量だけでなく、海洋環境に左右され、親魚量の増加が資源量の増加に直結しないことを示しています。また、親がこれだけいれば、子がこれだけ増えるといった、再生産の過程が明らかになっていないにも関わらず、理想的な親魚の数を予想し、そのための漁獲量を数字で表すことは科学的ではないと考えます。私たちが行っている立縄漁業は、釣針による釣り漁業であり、まき網や底びき網のような漁獲効率の高い漁法ではありません。そもそも漁獲効率が低く、資源に悪影響を与えにくい漁業形態です。さらに、資源への負荷を少なくするよう、樽流し漁法やはえ縄漁法は自主的に規制しています。このようなそもそも偏った漁獲情報をもとに行った資源評価は不確実性が高く、ましてや、再生産の過程も不明な中での計算結果は信頼できません。それらの科学的根拠が希薄な計算結果をもとに、私たちの収入に直結する漁獲量を制限しようとする政策は到底理解できません。まずは本格的な調査を実施し、私たちが納得できる資源評価結果を出していただきたいです。 【自主的な資源管理の取組と結果について】私たちは30年以上前から自主的な資源管理に取り組んでおり、その重要性も十分に理解しているところです。操業時間、漁具、漁法、漁獲サイズの制限に加えて小型魚が多い漁場は禁漁区に設定し、操業日数も年々減らしています。令和3年度に千葉県水産総合研究センターが行った試算では、20年間で約50%の漁獲努力量を削減してきたことがわかりました。私たちは既に水産庁が提案する漁獲量の削減と同等以上の管理に取り組んできたと考えています。このように漁獲努力量をぎりぎりまで制限している中、水揚げ量による資源評価をしても減少しているのは当然のことと考えます。近年はCPUE(1日1隻当たりの水揚げ量)も高い値で安定しており、千葉県沿岸重要水産資源の令和3年度資源評価では、銚子沖漁場は昨年度に引き続き資源水準は「高位」、動向は「増加」という結果でした。私たちの実感としてもこれまでの努力によりキンメダイは増えており、苦しい中でも取り組んできた資源管理が実を結んでいると感じています。このように、これまでの自主的な資源管理を続けることにより資源は維持されており、TAC管理を導入する必要はありません。また、これまでの水産庁の説明は、TAC管理ありきの内容であり、TAC以外の管理方法について議論がされていません。地区ごとの自主的な資源管理の評価をした上で、私たちに納得のいくよう説明していただきたいです。 【その他の意見について】サメやイルカの食害や遊漁での採捕等によるキンメダイ資源への影響が不明な中で、それらの影響を無視して過剰漁獲との評価をいただいても、とても納得できるものではありません。遊漁については私たちの資源管理のような自主的な規制がどれだけ行われているかもわからず、採捕量も明らかになっていません。再三申し上げてきたことではありますが、食害や遊漁の影響を調査し、それらの結果を含めた資源評価を改めてお願いします。また、私たちは、20年以上前から自主的な資源管理の減収対策として漁獲物の単価向上について実践してきており、船団の一致団結した活動のもと、「銚子つりきんめ」のブランドを確立し、現在は高値で安定しています。こうした漁業者自身の取組とその成果についても御理解いただき、それぞれの地区に合った資源管理を行っていくことが重要だと考えています。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (11/13)

意見表明者の御意見	御意見の内容
千葉県水産加工業協同組合連合会	本県には、地元の水揚げされるキンメダイを原料として「開き」や「煮付け」を製造する加工業者がおり、住民のみならず地域を訪れる観光客などへ魅力ある加工品を販売しています。キンメダイは、地元漁業者が県内他地域の漁業者、さらには関係する他都県の漁業者も含めて粘り強く話し合いを続けた結果、針数や休漁日の設定、小型魚の再放流など漁業のルールや資源管理に当たっており、その成果もあって県の資源評価(令和3年度)を見ても、県内3漁場のうち銚子沖や勝浦沖漁場では資源水準は高位で増加計画にあると書かれています。こうした漁業者の血のにじむような努力の結果、各地域毎に最適な手法をもって資源の維持と利用が図られており、そこに新たにTAC制を導入しようとする必要性は全く感じられません。TAC制に移行して水揚げが制限された場合には、原料不足に伴う価格高騰が容易に想像でき、キンメダイを利用している我々加工業者は大打撃を受けることからTACによる管理には強く反対いたします。資源管理には色々なやり方があると思います。はじめからTACありきで話をするのではなく、漁業者のこれまでの取り組みを検証するところからお願いをいたします。
神奈川県水産課	神奈川県は、以前から県内漁業者とともに、キンメダイ資源管理の必要性を感じ、漁場ごとの特性等に見合った資源管理措置を検討してきた。 キンメダイ太平洋系群は非常に広域な資源とされている一方で、今回の資源調査がごく伊豆諸島海域でしか実施されておらず、太平洋系群全体のMSYが正しく計算されているかの説明が十分なされていないと考えている。MSYの信頼度はどの程度なのか分からない状況でのTAC制度導入には賛成できない。 キンメダイのTAC制度は、すでに取り組んでいる資源管理を崩すことを懸念している。早い者勝ちになってしまうと、一気に漁獲し、低価格での取引を招くことにつながりかねない考える。
榛原金目一本釣組合組合長	一都三県で行ってきた資源管理に加えてTAC 制度による漁獲数量管理を行うとなると、キンメダイ専業の漁業者が多いこの地区に与える影響は大きい。 キンメダイは分布域が広く、当組合の操業海域では高知県等で標識放流を行ったキンメダイが漁獲されたこともある。このことから、キンメダイは多少の生息場所の移動も考えられること、浮遊卵を産むことを考えると、より広範囲での資源調査、生態調査及び、資源管理の導入が必要であると思う。その為、太平洋系群と枠組みをし、一都三県の海域のみで資源評価及び、漁獲数量管理の話をするのは、おかしいと思う。 また、調査データが毎回違っており、現状の調査データの量も信頼性も低く、水産庁の提唱している資源量の予想図を信用することが出来ない。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (12/13)

意見表明者の御意見	御意見の内容
静岡県	キンメダイ漁業は、本県の重要な漁業であり、特に伊豆地域では観光業と連携した特産品として、欠くことのできない産物となっている。したがって、大幅な漁獲量の削減につながる、TACによる数量管理の導入については、漁業者の経営はもとより、地域経済への影響の度合いを踏まえて、慎重に検討すべきものと考えている。 TAC導入にあたっては、まずは以下の課題を解決し、一都三県の漁業者との議論が進むようにすべきである。 キンメダイ太平洋系群については、他産地に先駆けて一都三県で資源管理に取り組んできたにもかかわらず、これまでの資源データが蓄積されているという理由で、先行して一都三県だけにTAC導入が進められるのは不公平、不平等である。また、過去の放流調査では、本県から西日本の海域に移動することも確認されている。このため、本系群を漁獲する全ての地域を数量管理の対象とすべき。 数量管理の基となる資源評価結果については、今年度、潮流の影響について考慮されたものの、一部地域では考慮されていないことや、漁業者の自主的管理措置と、食害の影響については未だ考慮されていない等、漁業者が納得できる資源評価にはなっていない。 キンメダイを混獲する他の漁業との競合や、遊漁、プレジャーボートによる漁獲量についても無視できない量が漁獲されていると考えられ、数量管理を導入するにはこれらの漁獲量の把握も必要。
静岡県漁業協同組合連合会	本会会員漁協のいとう漁協・伊豆漁協・南駿河湾漁協を主な水揚げ港とするキンメダイは、静岡県で水揚げされる魚種の代表格であり、各産地の観光資源としても重要な位置付けとなっています。キンメダイを専門としている漁業者が多いことから、漁獲規制には敏感にならざるをえません。 上記の漁協ではそれぞれにキンメダイ漁業者の組織があり、休漁日、針数、操業時間、餌の種類まで細かく設定し、違反した場合の罰則も設けられています。隣り合う漁場を利用している地区においては、お互いの休漁日を調整するなど、漁協の枠を超え資源保護に取り組んでいます。漁協が管理できる範囲の遊漁船については、キンメダイを釣対象としない、漁場や時間の制限等、漁業者より厳しい制限の中での営業に協力依頼しています。 県の取組としては、平成7年5月県漁連総会において、キンメダイ資源管理計画を決定し、それに基づき漁業者団体、漁協、遊漁船業者団体、県行政、県試験研究機関、県漁連をメンバーとする「静岡県キンメダイ資源管理型漁業実践推進協議会」を設置しています。 また、千葉県・東京都・神奈川県・静岡県で組織する「一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」、「キンメダイ資源管理に関する漁業者代表部会」が毎年開催されています。それらの会議のなかでは、水産庁や国の試験研究機関から努力量削減の提案があった場合、その都度地区ごとに検討し、一都三県それぞれが努力量を削減してきました。食害や漁業調整に関しても、共通する問題点としてお互い情報交換をしています。 キンメダイは寿命が長く、資源回復の結果が出るまで年数がかかるが、地道に努力するように指導され、先行するクロマグロのTACでは、漁協も漁業者も大変な苦勞をしていることもあり、キンメダイがTAC魚種とならないよう、一層資源管理の意識を高くもち、一致団結して資源管理に取り組んでいます。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (13/13)

意見表明者の御意見	御意見の内容
賀茂船主組合連絡協議会金目部会会長	一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会の場で水産庁はキンメのTACを回避するため、自主規制による漁獲圧減少を訴えていた。私が所属する賀茂船主組合連絡協議会ではそれに応える形で休漁日を増やし、針数も制限し、禁漁海域まで設定してきたが全く意味のないことだったことのように、水産庁担当者が変わった途端にTACを推し進めようとする行為に悲憤失望している。 水産庁が示したTAC魚種拡大スケジュールではキンメダイ太平洋系群と記載しているにも関わらず、水産庁の浜回りでは他県の水揚げ状況などのデータがないから数量管理の対象は既に自主的な資源管理を行なっている一都三県(東京、千葉、静岡、神奈川)を想定しているとのことだが、筋違いな話しであり、無秩序に漁獲している他県のデータ収集を行ない、そこから管理させるのが先決である。
賀茂船主組合連絡協議会金目部会副会長	キンメダイ数量管理を行なう上で根拠となる資源評価の数値が基礎データの不足などから不十分、かつ一部のデータを基にイレギュラーを充分に加味しない数値が信用に値しないと考えているので、数量管理自体の有効性に疑問が残る。資源評価結果について、今あるデータでは完璧な評価であるが、基礎データが足りていないので評価結果は完全ではないし、まだ改善の余地があることは評価した水研機構も認めているところである。よって、現在でも行なっている一都三県キンメダイ自主的資源管理の取り組みを推進した方が有効性が高いと考える。数量管理導入となった場合は漁獲上限量が決めれる以上は、針数制限、休漁日、禁漁区など自主的資源管理を放棄し、オリンピック方式の早獲りとなり無秩序な漁業となる可能性がある。
いとう漁業協同組合	これまで一都三県のキンメダイ漁業者が進めてきた資源管理において、各県で自主的な資源管理、資源保護に取り組んできた。成果についてまだ明らかになっていないにもかかわらず、TACによる数量管理に移行するのは時期尚早である。 調査データも不足し信頼性に欠けるため、調査の精度をさらに上げるべき。
伊豆東部一本釣協議会 キンメ部会会長	これまで自主的に取り組んできた資源管理措置の成果がまだ分からない状況の中、今年度公表された資源評価結果では自主的資源管理措置を続けるだけでも資源が緩やかに回復する事が示された。 このため、TACによる数量管理を急いで導入する必要は無いので、導入前に問題点を整理し、全漁業者が納得がいくまで調整するべき。
高知県漁業協同組合 清水統括支所	数量管理を行うことで、キンメダイ漁を行う漁業者が生活できない事態に陥ってはならない。そのためには、各地域の現状を確実に把握し、慎重に議論していただきたい。

3. (2) 各論に関する御意見

①検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認(1/4)

- 現状の漁獲報告の収集体制
 - 【高知県】県内の漁協に水揚げされたキンメダイは漁場及び漁獲量等の報告は可能。
 - 【神奈川県】関東近海から伊豆諸島海域の一本釣り漁業の銘柄別漁獲量は、一定程度の収集体制を構築。
- 全体
 - 基本は漁協の集計となるが、個人出荷や出荷品目違い（別名称）についてチェックが必要。
 - T A C 導入によって漁協の経営規模が縮小する観点から、漁協を頼らない仕組みが必要。
 - 自由漁業であるため、操業位置や漁獲量を把握できる体制は整っておらず、情報収集が困難。このため、承認（許可）制の導入または漁獲証明制度の導入が必要。
 - 水揚港での漁獲量報告を基に資源を評価し、県別に漁獲量の配分割当をする場合、他県漁場での操業を強化し資源状態の悪化が危惧される。このため漁獲量報告は水揚港ではなく漁場（海域）別とする必要。
 - 精度の高い資源評価には漁獲実態（採捕位置、体長、体重、銘柄等）の把握やそのための体制構築が重要。
 - 適切な資源管理のため、他の漁業、遊漁船及びプレジャーボートによる漁獲量も把握する必要。

参考人からの御意見	御意見の内容
勝浦漁業協同組合 代表理事組合長	対象資源は一都三県以外にも分布していますが各地でどれほど正確に漁獲量等の報告がされているか疑問です。また、遊漁による採捕量の実態把握は国が責任をもって行うべきです。
千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会座長	全体意見③、④で述べたように、現在の資源評価には問題が多く実際とは解離していると考えます。このような状況では、資源評価結果に基づく目標の設定は困難であると考えます。
東京都島しょ農林水産総合センター 所長	より精度の高い資源評価には漁獲実態の把握が重要であることから、海域ごとの漁獲報告を義務付ける仕組みが必要であると考えます。 特に都の伊豆諸島海域では、他県からの入会操業が盛んに行われています。しかし、キンメダイ漁業は自由漁業であるため、それぞれの県の漁業者が、伊豆諸島海域のどのあたりでどれだけのキンメダイを漁獲しているか把握できる体制は整っておりません。また、資源評価には一都三県以外の漁場のデータが入っておりません。 海域毎の漁獲実績の収集体制構築が必要です。

3. (2) 各論に関する御意見

①検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認(2/4)

参考人からの御意見	御意見の内容
三宅島漁業協同組合 代表理事組合長 (東京都漁業協同組合連合会会長)	○水揚げ港による漁獲量報告の弊害と対応策 内地から伊豆諸島海域に来る漁業者は、伊豆諸島海域で漁獲したものを内地の港で水揚げするため、漁獲量の実績は各県の実績となる水揚げ港での漁獲量報告を基に資源を評価し、県別に漁獲量の配分割当をした場合、他県漁業者は地元漁場を禁漁にして、伊豆諸島の漁場での操業を強化することが危惧され、結果として、伊豆諸島の漁場のキンメダイ資源の状態は悪化する恐れがある→解決策として、漁獲量報告は水揚げ港ではなく、漁場別に変更することが、精度の高い資源評価を導き、効果的な資源管理と公平な漁獲量の配分割当になる。
神奈川県キンメダイ 資源管理実践推進漁 業者協議会 会長	キンメダイ資源を利用しているのは、私たち漁業者だけでなく、遊漁船やプレジャーボートも同じキンメダイ資源を利用しております。しかし、遊漁船やプレジャーボートの漁獲量を把握することは、現在は不可能です。
神奈川県漁業協同組 合連合会(参考人) 神奈川県漁業協同組 合連合会 (意見表明者)	関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ一本釣り漁業の銘柄別漁獲量については、ある程度の収集体制が構築されていると認識している。その銘柄別漁獲量から年齢別漁獲量に分離しているが、若齢魚については一定の精度があると思慮されるが、年齢が増すにつれ誤差が大きくなっているものと考えており、親魚管理のため年齢組成の正確性に疑問がある。また、漁場により年齢組成が異なっており、水揚げ地での銘柄組成は把握できても、それが漁場別の銘柄組成になっていない。漁場別年齢組成と漁場別漁獲量の精度が低いと、全体の年齢組成にも誤差が生じると考える。今後の資源管理のためには、年齢組成の精度向上が必要と考える。 資源評価に係るキンメダイの資料は、ほとんど関東近海から伊豆諸島海域のデータである。しかし、キンメダイ太平洋系群は南西諸島の西の海域や台湾の西側海域、さらには、亜熱帯反流の海域等の南方の海域まで連続している。関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ資源の供給源は、キンメダイの卵が分離浮遊卵であり、稚仔魚の形態が浮遊に適応していることから、関東近海から伊豆諸島海域に限らず西の海域から供給されていることが想定される。現在の漁獲報告及び資源評価は関東近海から伊豆諸島海域の漁獲対象資源のものであり、西側海域については考慮されていない。関東近海から伊豆諸島海域の資源の将来予測をするためには、西側の海域の資源との関連が分からなければ信頼度が低いと考える。 遊漁については、海域によって相当程度のキンメダイ資源に対する漁獲圧があると推定している。遊漁は、一本釣り漁業と同じ漁場、同じ資源を利用している上、現在は漁獲制限や自主規制が存在していない状態である。キンメダイ資源に対する遊漁の漁獲圧を制限するためには、まず、遊漁の釣獲量や釣獲努力量等を把握しないと行けない。実際に調査を行うことは難しいことは承知しているが、遊漁の実態調査を実施し、適切な管理をしないと漁業における資源管理が無駄になってしまうとともに、漁業者に不公平感が生じる。是非、遊漁の実態調査を実施して欲しい。
静岡県漁業協同組 合連合会 常任理事	漁獲報告については、基本は漁協の集計となるが、自由漁業という手前、個人出荷や出荷品目違い(別名称)についてチェックが必要と思われる。 今回、評価の対象となっていないが、沖合底びき網での漁獲物として、雑物、他の魚種名で水揚げされていないか確認が必要となる。 遊漁船やプレジャーによる採捕については、正確な報告を得ることが困難である。 今後の資源評価の精度を向上させるための調査体制(体長、体重、銘柄等)の構築が必要である。

3. (2) 各論に関する御意見

①検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認(3 / 4)

参考人からの御意見	御意見の内容
賀茂船主組合連絡協議会会長	正しい資源評価がなされていないので本来は漁獲報告の収集体制の検討段階ではないが、自由漁業で漁獲するキンメダイの正確な漁獲報告は困難であるため、承認(許可)制の導入または漁獲証明制度の導入が必要で、収集は漁業者と都道府県又は水産庁が直接連絡を取り行なう。税金で運営される行政と異なり、キンメダイの漁獲で経営維持している当組合はTAC導入で規模縮小されるので漁協を頼らないこと。
いとう漁業協同組合代表理事組合長	一都三県だけではなく太平洋沿岸域での水揚げ状況の調査 底引き網等による混獲の調査並びにプレジャーボート遊漁船等による漁獲量の把握
芸東地区沿岸漁業協議会役員	高知県内の漁協に水揚げされたキンメダイは漁場及び漁獲量等のデータが存在するため、データの報告は可能である。但し体長等の収集を行う場合には手間がかかり、漁業者や漁協職員の負担が増えるため関係各所との連携が必要と考えている。また遊漁船の正確な漁獲量の把握や、報告の方法などをしっかり検討していただきたい。 【他地区からの意見】 (1)で記載したように、漁業者と遊漁船とは別枠で確実に漁獲状況を把握できるような体制を構築するよう望む。

意見表明者の御意見	御意見の内容
千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会	キンメダイ立縄漁業は釣漁業に分類され自由漁業であること、さらに、遊漁の対象ともなっていることから、正確な採捕情報の収集が困難であると考えられます。
布良瀬漁場協議会 勝浦沖漁場協議会 銚子沖漁場協議会	対象資源は一都三県以外にも分布していますが各地でどれほど正確に漁獲量等の報告がされているか疑問です。 また、遊漁による採捕量の実態把握は国が責任をもって行うべきです。
神奈川県水産課	市場の水揚げ情報と漁業協同組合等の実績報告で確認している。遊漁による釣獲量については全く把握できていない。現状、報告義務はないが、今後は、漁業と遊漁を含めた総漁獲量を把握する仕組みが必要と思われる。
静岡県漁業協同組合連合会	本県のキンメダイ漁法の主流はたて縄であり自由漁業のため、対象となる漁業者数が多く、特定もできていないことから、船ごと漁獲日ごとの報告は、漁業者と漁協の負担がかなり大きくなることが予想されます。簡単な報告方法の検討を必要とします。 仮に今回の資源評価で管理するとすると、漁獲状況が好転傾向であることから、従来のペースで漁業を行った場合、配分を超過する可能性があり、より迅速な対応に迫られます。 また、他県の底曳網・旋網・底刺網・遊漁やプレジャーでの漁獲が資源量に与える影響は小さくないと思えるにも関わらず、これらについても数量を正確かつ迅速に把握することができるのか疑問です。

3. (2) 各論に関する御意見

①検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認(4/4)

意見表明者の御意見	御意見の内容
榛原金目一本釣組合 組合長	管理対象を広げた場合は、底びき網漁での漁獲数量など、一都三県以外の水揚げ状況の把握が必要。
静岡県	国は、産地魚市場(漁協)での漁獲報告データの収集を前提にしていると思われるが、現状、どこの漁協の経営状況も低迷し、限られた人員で日々の業務に対応している。数量管理に関する集計・報告業務が追加されると、漁協にとって過度な作業負担となることは必至で、特に数量上限に近づいた時には迅速な手続きが求められるため、対応は非常に困難と考えられる。 TACによる数量管理の導入を提案するのであれば、現場の作業負担を最小限にする具体的な方策についても、併せて提示すべきである。 また、他県漁船によるキンメダイの漁獲や、遊漁、プレジャーボートによる漁獲量については把握することができないため、これらを数量管理するためには国による管理・情報収集体制の導入が必要。
賀茂船主組合連絡協議会 金目部会会長	漁獲報告の収集体制、管理については、水産庁が行なうべきであり、都道府県、漁連、漁協、漁業者の負担とならないように配慮すること。 そうなった場合は東京の机に座っている水産庁では十分な実態把握が出来ず、未報告、虚偽報告などの不正が横行するが、その責任の所在は水産庁であると事前に明確に示すこと。
賀茂船主組合連絡協議会 金目部会副会長	自由漁業であるキンメダイ一本釣りの漁獲報告の収集、管理は漁協単位と考えているかもしれないが、隻数、漁業種類を考えたとしても困難であり、TACにより水揚げ減少となれば漁協は人件費を削減せざるを得ないので、漁協では不可能である。よって都道府県独自で収集、管理していくことになると思うが、現実問題として多岐に渡る売り先、遊漁、プレジャー等の正確な漁獲報告収集、管理は不可能であるので、正直者が損をすることは明らかである。
いとう漁業協同組合	キンメダイ太平洋系群が漁獲される全地域における水揚げ状況の調査 底びき網等による混獲の調査や、プレジャーボート、遊漁船等による漁獲量を収集するための仕組みが必要
伊豆東部一本釣協議会 キンメ部会会長	太平洋沿岸域での水揚げデータ 底びき網等による混獲の調査並びにプレジャーボート遊漁船等による漁獲量については、国が主導で情報収集のための仕組みを導入して欲しい。
高知県漁業協同組合 清水統括支所	キンメダイは、釣り以外の漁法でも漁獲されていることから、関係する漁業種類の漁獲報告の収集が必要ではないか。

3. (2) 各論に関する御意見

②資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項 (1/6)

● 全体

- 漁業者が生活出来なくなるような資源管理目標は避け、小規模漁業者の多い県などにも十分な漁獲量が与えられるよう配慮して欲しい。
- 資源管理目標は、すべての漁場で資源評価を行い、漁場（地域群）ごとで設定されるべき。
- 各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、TAC導入の必要性から議論するべき。資源評価結果は問題が多く実際と解離しているため、目標の設定は困難。

● 資源評価

- 漁業者が納得できる資源評価の精度向上に向けて、今般実施した海洋環境のCPU Eへの影響の考慮に留まることなく、さらに多様な環境要因を考慮できるよう漁獲情報を漁場別に収集すること等の検討が必要。
- 資源を公平公正に管理するため、漁場・漁法毎の情報を揃え、資源評価の精度向上が必要。

参考人からの御意見	御意見の内容
勝浦漁業協同組合 代表理事組合長	(1)に記載したとおり、私たちは産卵期の禁漁など自主的な資源管理により漁獲の強さをぎりぎりまで下げ、魚の獲り控えを行ってきました。これにより県による資源評価では資源水準は「高位」、動向は「増加」と判断され、国による令和4年度の資源評価においても資源の状態が良くなっています。これは、これまでの自主的な資源管理の成果が表れている結果であり、TACを前提とした資源管理目標の導入を論じるのではなく、まず各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、TAC導入の必要性から議論するべきです。
千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会座長(参考人) 千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会(意見表明者)	全体意見③、④で述べたように、現在の資源評価には問題が多く実際とは解離していると考えます。このような状況では、資源評価結果に基づく目標の設定は困難であると考えます。

3. (2) 各論に関する御意見

②資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項 (2/6)

参考人からの御意見	御意見の内容
東京都島しょ農林水産総合センター 所長	この度新たな手法による資源評価が実施され、その際に海洋環境のCPUEへの影響が考慮されたことは承知していますが、伊豆諸島ではイルカからの食害が多発し、操業の中断・見送りを余儀なくされたりしています。そのため、更に多様な環境要因を考慮した評価を実施し、資源評価の精度を上げる必要があると考えています。 また、キンメダイの資源量は、伊豆諸島～関東沿岸における年別年齢別漁獲尾数の推定値、CPUE、ならびに自然死亡係数を基に計算されていますが、漁獲物の体長組成は漁場や漁法によって異なることから、漁獲尾数やCPUEを高い精度で推定するためには漁場・漁法別の漁獲情報が必要であるはずで。現在、CPUEには一本釣りによるデータのみが用いられており、また、CPUEの標準化ができていない海域があります。資源を公平公正に管理するためには、漁場・漁法毎の情報を揃えることによって資源評価の精度を向上させる必要があると考えます。
三宅島漁業協同組合 代表理事組合長 (東京都漁業協同組合連合会会長)	○漁業者が納得できる資源評価の精度向上には、以下の検討が必要 - 漁獲量の報告は水揚港ではなく、漁場別に変更 - 遊漁船やプレジャーボートによる捕獲量、サメ、イルカによる食害量の考慮 - 同じ海域で操業している巻き網や底引網などの漁獲量の考慮 - 操業時間や縄数など、自主的な資源管理措置の取組を考慮
神奈川県キンメダイ 資源管理実践推進漁 業者協議会 会長	これまで関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ資源は、一都三県の共有の資源と考えてきた。これは、自分達で標識放流など自主的に取り組んできた結果であり、また、漁業者の資源に対する感覚である。 現在の資源管理実践推進協議会が始まる前には、既に一都三県の漁業者の協議の場があり、そこで、一都三県で共通認識を醸成し、漁業調整や資源管理についても協議してきた。 このキンメダイ資源は、海域によりキンメダイの大きさや年齢組成が異なっている。そこで、私たち漁業者は海域の特性に合わせた資源管理、例えば体長制限、針数の制限、漁日を設定してきた。これにより私たち漁業者は自分達で決めた資源管理であり、また、この資源管理が資源の持続的利用に対して効果が期待できると考えて来ました。私たち漁業者は共有の資源に対して自分達で決めたことなので、きちんと資源管理を守って来ました。

3. (2) 各論に関する御意見

②資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項 (3/6)

参考人からの御意見	御意見の内容
神奈川県漁業協同組合連合会(参考人) 神奈川県漁業協同組合連合会(意見表明者)	キンメダイ資源の将来予測については、前述のとおり卵稚仔の動向が不明である。かねてより卵稚仔調査が実施されてきたが、卵稚仔の動向を把握するほどの成果が上がっていないのが現状である。 キンメダイ資源は、日本国内の太平洋沿岸だけを考えても、南西諸島海域から四国沖、伊豆諸島、関東近海などに分布しているが、今回の資源評価は関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ資源に限った資料から推定している。前述のとおり関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ資源の卵稚仔の供給源は、黒潮の上流海域の可能性はある。しかし、その卵稚仔の供給源が特定されていない。従って、関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ資源だけから親子関係を論じることはできない。 さらに、資源評価の中で、ホッケー・スティック型再生産関係を適用して解析しているが、この解析結果は不確実性が大きく、再生産関係を推定することはできないと考える。しかし、その不確実性が大きい再生産関係を使って将来の親魚資源量を推定しており、その制度は相当低いと考える。 このように、卵稚仔の動向、親子関係、再生産関係に不明な点が多く、親子や再生産関係に基づく資源管理効果の推定は、信頼性に乏しいと思慮される。 関東近海から伊豆諸島海域における産卵親魚の保護の有効性の推定、検証には至らないと思慮される。 一般論としては産卵親魚の保護は重要であるが、関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイの資源管理において、何を管理すれば資源の維持増大に効果があるのか、さらなる検討が必要と考える。また、親子や再生産関係に基づいて漁業経営に影響が出る様な資源管理を実施する場合には、相当程度の確実性や合理性、漁業者に対する説得材料が必要と考えるので、慎重な対応が必要である。
静岡県漁業協同組合連合会 常任理事	自由漁業のため操業隻数も多く、目標ライン到達への見込み・管理が非常にシビアになると予想される。 漁協職員の人員不足により、上記の管理や把握の体制構築が非常に困難であることが予想される。 突発的な環境要因や黒潮の大蛇行の影響、減船やサメ、イルカなどの食害等による漁獲量の減少が資源評価結果に大きく反映されてしまうことが予想される。 上記により、直近の資源評価結果は不確実性が高い値となり、急に目標値が漁業者に多大な負担をかけるものとなる可能性がある。
賀茂船主組合連絡協議会会長	資源管理目標の前に資源評価結果を正確なものにしてから目標を検討しなければ正常な資源管理はできない。素人が見ても情報不足な資源評価は資源管理目標の根拠とならない。
いとう漁業協同組合代表理事組合長	各地域による漁獲サイズの統一化

3. (2) 各論に関する御意見

②資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項 (4/6)

参考人からの御意見	御意見の内容
芸東地区沿岸漁業協議会役員	資源管理目標については、キンメダイの移動についてはごく一部であると想定されることから、キンメダイを水揚げしているすべての漁場で資源評価を行い、それぞれの漁場(地域群)ごとで設定されるべきである。加えて、キンメダイ漁業者が生活出来なくなるような資源管理目標は避けて頂きたい。 【他地区からの意見】 資源管理目標を設定するのであれば、大規模な漁法の船団が多く所属する県だけではなく、小規模漁業者の多い県などにも十分な漁獲量が与えられるよう配慮していただきたい。
意見表明者の御意見	御意見の内容
布良瀬漁場協議会	(1)に記載したとおり、私たちは、10年以上前から地域の実情に合わせた自主的な資源管理として、漁獲サイズ、針数、縄数、操業時間の制限や休漁日の設定を行っています。布良瀬はキンメダイについて言えば、釣れる・釣れないの差が激しい漁場であり、2年前からはその資源の状況からキンメダイの目的操業を控えてきました。今年の年初めからはキンメダイの水揚げが好調であり、これまで取り組んできた自主的管理の重要性を実感するとともに、現在の資源管理はうまくいっていると考えており、TACを前提とした資源管理目標の導入を論じるのではなく、まず各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、TAC導入の必要性から議論すべきです。
勝浦沖漁場協議会	(1)に記載したとおり、私たちは産卵期の禁漁など自主的な資源管理により漁獲の強さをぎりぎりまで下げ、魚の獲り控えを行ってきました。これにより県による資源評価では資源水準は「高位」、動向は「増加」と判断され、国による令和4年度の資源評価においても資源の状態が良くなっています。これは、これまでの自主的な資源管理の成果が表れている結果であり、TACを前提とした資源管理目標の導入を論じるのではなく、まず各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、TAC導入の必要性から議論すべきです。
銚子沖漁場協議会	(1)に記載したとおり、私たちは30年以上前から自主的な資源管理に取り組んでおり、その重要性も十分に理解しているところです。操業時間、漁具、漁法、漁獲サイズの制限に加えて小型魚が多い漁場は禁漁区に設定し、操業日数も年々減らしています。これにより県による資源評価では資源水準は「高位」、動向は「増加」と判断され、国による令和4年度の資源評価においても資源の状態が良くなっています。これは、これまでの自主的な資源管理の成果が表れている結果であり、TACを前提とした資源管理目標の導入を論じるのではなく、まず各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、TAC導入の必要性から議論すべきです。
千葉県水産加工業協同組合連合会	(1)に記載したとおり、漁業者の血のにじむような努力で既に資源の適切な利用が図られており、TAC制に移行して水揚げが制限された場合には、原料不足に伴う価格高騰が容易に想像でき、キンメダイを利用している我々加工業者は大打撃を受けることとなります。TACを前提とした資源管理目標の導入を論じるのではなく、まず各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、TAC導入の必要性から議論すべきです。

3. (2) 各論に関する御意見

②資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項 (5/6)

意見表明者の御意見	御意見の内容
神奈川県水産課	本当に、伊豆諸島海域の漁獲量だけで、MSYが計算できるのか疑問が残る。南西諸島等の海域での産卵が伊豆諸島海域の資源加入に影響を与えていないという説明がない。 伊豆諸島海域での評価内容が、再生産までしっかり評価されたものなのか、とりあえず試算したMSYなのかわからないため、TACを導入すれば本当に資源が安定的に利用できるのか信頼性に欠ける。
静岡県漁業協同組合連合会	今回の資源評価については、潮の状況や小型魚の保護といった漁業者からの意見が取り入れられ、漁業者の実感に一步近づいた評価になったといえます。資源管理目標(案)についても、数値だけを見れば実現可能な範囲内と思うような結果でした。 自然環境やその他の要因で、資源量も漁獲量も正確に予測することは不可能であり、卓越年級群など短期間で状況が変わることもあります。都度新しい情報を更新し、最新の計算方法で、かつ漁業現場の意見も取り入れ、公平で迅速な対応で漁業現場が納得できるような資源評価をしたうえで資源管理目標を立て、定期的に見直すことについては継続した取り組みをお願いします。 しかし、卵稚仔や成魚の移動や再生産関係といった生態、潮流や水温の影響、遊漁船等の漁獲量やサイズ、食害等、解明されていない事柄が多くこれらがどこまで資源に及ぼすかは不明です。水産資源研究所も、生物学的に解明できていない不十分な状況ではありデータも完全ではないが、これまでの状況などを加味して評価をしていると言っています そもそもMSY理論で資源管理を推進するという手法自体が適切なのでしょうか？現にその理論にキンメダイは合致しないのではないかと公言している研究者もいます。 サメ・イルカ・バラムツの食害もひどく、一都三県でも試験研究機関が情報交換しながら研究していますが、これといった方策が見つかりません。特にイルカの駆除や漁獲(食用)は環境保護団体からのプレッシャーがあるということで、水産庁も逃げ腰です。食害が始まると漁を早々に切り上げています。漁獲量の減少とCPUEの低下に影響していると考えられます。 以上のことから、現在の分析結果で資源評価をし、それに基づいて資源管理目標の導入と漁獲制限枠を決めることは、現時点では問題が多く時期尚早と考えます。
静岡県	水研機構による資源評価結果には、漁業者の自主的資源管理の取組や、食害の影響が考慮されておらず、漁業者が納得できる内容にはなっていない。 まずは、資源管理目標の導入の前提となる資源評価結果が、全ての漁業者の納得できる結果になるよう、以下の要因による漁獲量の減少を考慮して資源評価に反映させ、十分な科学的合理性のある資源評価にすべきである。 ・食害の影響(実際の捕食量のほか、食害種の出現情報を得た漁業者が操業場所の変更や操業を中止することによる漁獲量の減少) ・漁業者数の減少 ・漁業者による自主的な資源管理 ・また、遊漁船、プレジャーボートや、旋網、底曳網等により漁獲される資源量についても実態を明らかにし、資源評価に反映させるべきである。 さらに、管理の範囲を一都三県に限定しているが、過去の標識放流の結果から広域回遊魚であるというキンメダイの特性を踏まえれば、一都三県以外にも、移動範囲が広がっている。このため、科学的な根拠に基づいて資源評価を行うためには、キンメダイの生態を正確に把握した上で、一都三県の範囲外での漁獲データを含めて評価すべきである。

3. (2) 各論に関する御意見

②資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項 (6/6)

意見表明者の御意見	御意見の内容
榛原金目一本釣組合 組合長	漁獲サイズの統一化。
賀茂船主組合連絡協 議会金目部会会長	私の地区は禁漁日、禁漁区、漁具制限、時間制限で3割を超える漁獲量制限をおこなっている。資源管理目標を定めるなら現在の管理措置を白紙として、現状維持の管理目標とする。
賀茂船主組合連絡協 議会金目部会副会長	資源管理目標の前提となる資源評価の信頼度が著しく低いことから、資源評価の再試算を行なったうえで再考すべき。
いとう漁業協同組合	資源評価結果について ・漁業者の自主的資源管理の効果について明確にする ・全ての地域の黒潮大蛇行による影響の調査 ・イルカ、サメ、バラムツ等による食害による被害量、操業への影響の調査 を行い、漁業者の納得がいく資源評価結果であることが必要。 また、地域毎の自主規制により異なる漁獲サイズを統一する必要がある。
伊豆東部一本釣協議 会 キンメ部会会長	地域毎の自主規制により漁獲サイズが異なるため、導入に当たっては漁獲サイズを統一化すべき。

3. (2) 各論に関する御意見

③検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項(1/3)

- 漁獲シナリオ
 - 漁獲シナリオは、10年と決め打ちするのではなく、漁業者の意向を十分に汲んで採択すること。
 - TAC導入の必要性に疑問があり、資源評価には問題が多く実際とは大きく解離しているため、漁獲シナリオの検討自体が困難。
 - 資源の将来予測の根拠は不正確であると感じており、漁業者が実践することは納得しない。
- 注意事項
 - なるべく現水揚げ量に近くなるシナリオ（高い β 値）を設定し、漁業者に負担をかけない配慮が必要。
- その他
 - 資源管理の取組を強化・充実するため、また遊漁船やプレジャーボートなどの対策にも有効な漁業の許可や承認などの早期の公的規制が不可欠。
 - 数量管理以外の公的な資源管理ルールの制定が必要。
 - 10年後には多くの漁業者が高齢で廃業して自然的に漁獲圧の低下に繋がり資源は増大するので、自主的資源管理の強化を行ない、新規就業者確保に舵を切るべき。
 - 黒潮大蛇行による影響、イルカ等による食害及び操業への影響調査が必要。

参考人からの御意見

御意見の内容

勝浦漁業協同組合 代表理事組合長(参考人)

布良瀬漁場協議会
勝浦沖漁場協議会
銚子沖漁場協議会
千葉県水産加工業協同組合連合会(意見表明者)

(1)に記載したとおり、TAC導入の必要性に疑問があり、TACを前提とした漁獲シナリオの採択を論じる以前の問題であると考えます。

3. (2) 各論に関する御意見

③検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項(2/3)

参考人からの御意見	御意見の内容
千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会座長(参考人) 千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会(意見表明者)	全体意見の③、④で述べたように、現在の資源評価には問題が多く実際とは大きく解離していると考えます。このような状況では、漁獲シナリオの検討自体が困難であると考えます。
東京都島しょ農林水産総合センター 所長	漁獲シナリオは、10年と決め打ちするのではなく、漁業者の意向を十分に汲んで採択してください。
三宅島漁業協同組合代表理事組合長 (東京都漁業協同組合連合会会長)	○数量管理以外の公的な資源管理ルールの制定が必要 漁獲量の管理のシナリオだけでは資源管理はできない 伊豆諸島海域での自主的な資源管理の取組を他県漁業者等が守り、資源管理の取組を強化・充実するため、キンメダイ漁業の許可や承認など、公的規制が不可欠 公的規制は、遊漁船やプレジャーボートなどのアウトロー対策にも有効であることから、早期に取組むことが重要
神奈川県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会 会長	資源評価や資源の将来予測を行っておりますが、特に将来予測についてはその根拠が不正確であると感じております。その不正確な将来予測に基づく管理を、私たち漁業者が実践することは、漁業者の仲間が納得しないだろうと考えております。
神奈川県漁業協同組合連合会	①と②で述べたとおり、現時点では漁獲シナリオを検討することはできないと考える。
静岡県漁業協同組合連合会 常任理事	毎年水揚げデータを更新しつつ評価のチューニングを実施する必要があるが、なるべく現水揚げ量に近くなるシナリオを設定し、現漁業者に負担をかけないようにする配慮が必要と考える(βはなるべく高く設定する)。
賀茂船主組合連絡協議会会長	仮に10年のシナリオを組んだとしても10年後には多くの漁業者が高齢で廃業する、それは自然的に漁獲圧の低下に繋がり資源は増大するので数量管理せず自主的資源管理の強化を行ない、新規就業者確保に舵を切るべき。
いとう漁業協同組合代表理事組合長	現在黒潮大蛇行による影響の調査 イルカ、サメ、バラムツ等による食害による被害量、操業への影響の調査

3. (2) 各論に関する御意見

③検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項(3/3)

意見表明者の御意見	御意見の内容
神奈川県水産課	調査・評価を行っていない海域があるにもかかわらず、数量管理を行うのは、説明と制度がマッチしていない。漁場によっては漁獲量規制のある漁船と、ない漁船が混在することに大きな違和感があるのでシナリオが成り立たない。 一都三県が、TACを導入することで、他県はTAC設定されていないにもかかわらずMSYが達成できるのは、不公平と考える。
神奈川県漁業協同組合連合会	①と②で述べたとおり、現時点では漁獲シナリオを検討することはできないと考える。
榛原金目一本釣組合組合長	食害と潮流の影響
静岡県	今年度の資源評価結果において、キンメダイ親魚の資源量が回復傾向であることが示されたことから、現状の自主的資源管理による資源管理を継続することこそが、キンメダイ漁業関係者にとって最適なシナリオである。 全てのキンメダイ漁業関係者の理解が得られ、数量管理を導入するに至った場合であっても、できるだけ現状に近い水準の漁獲努力量を設定すべきである。 今年度の資源評価結果については、水研機構から、一部の地区のデータを除いて黒潮大蛇行の影響が考慮されていること、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大による需要減による獲り控えの影響も考えられるという説明があった。今後、これらの事象が沈静化した場合には、その影響を考慮し、シナリオを補正していく必要がある。
賀茂船主組合連絡協議会金目部会会長	現時点で正確な資源評価が出来ていないのは評価した水産研究・教育機構水産資源研究所も話しているので、正確な資源評価が行われるまで、自主的資源管理措置の推進をもって現状維持のシナリオ。 採択にあっては漁業者の同意を得て進めることを原則とする。
賀茂船主組合連絡協議会金目部会副会長	漁獲シナリオを選択、採択する域に達していないので、資源評価をやり直すことから始めるべき。
いとう漁業協同組合	現状の自主的資源管理を尊重するべき。
伊豆東部一本釣協議会 キンメ部会会長	黒潮大蛇行による影響について、一部地域だけでなく全地域の資源評価結果に反映させる。 イルカ、サメ、バラムツ等による食害の被害量及び操業への影響の調査を行い、資源評価結果に反映させる。

3. (2) 各論に関する御意見

④数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向 (1/6)

● 課題

- 一都三県以外の漁業者が数量管理をしない場合、不公平感が生じる。全国のキンメダイ漁獲情報をどう収集するのか。一都三県の限られた情報の資源評価を基にした数量管理の実施の課題など検討に値しない。
- 自主的な資源管理を評価した漁獲量の配分をしなければ不公平。単純な実績ベースの適用はできない。
- 県別に漁獲量の配分をする場合、他県漁場での操業を強化し資源状態の悪化が危惧される。
- 現場の感覚と科学的根拠が揃った際にはすぐに反映できる制度にして欲しい。
- 漁獲量の割り当て手法について、獲った者勝ちとならないよう検討して欲しい。
- 遊漁者やプレジャーボートへの数量管理・規制を実施することが必要。

● 対応方向

- 漁業者に対して分かり易く、納得できる根拠、説明を示して欲しい。
- 漁獲報告は、採捕した漁場（海域）別とすることで、資源状態の悪化を招かないようにすること。
- 自主的な漁獲努力量の削減を評価した漁獲量の配分割当とすること。
- 自主的な資源管理の取組の公的規制化が必要。
- 効果的な取組となるよう、資源管理と漁業調整の整理について、また、漁家収入の確保に向けた取組について、行政機関の指導をお願いしたい。

参考人からの御意見

御意見の内容

勝浦漁業協同組合 代表理事組合長(参考人)

布良瀬漁場協議会
勝浦沖漁場協議会
銚子沖漁場協議会
千葉県水産加工業協同組合連合会(意見表明者)

(1)に記載した理由で数量管理(TAC)導入・実施の必要性に疑問があります

3. (2) 各論に関する御意見

④数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向 (2/6)

参考人からの御意見	御意見の内容
千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会座長(参考人) 千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会(意見表明者)	全体意見の⑤で述べたように、数量管理の導入により、様々なトラブルの発生やこれまで築き上げてきた資源管理体制が崩壊すること考えられ、漁業者による漁獲努力量等の制限による資源管理の継続が適当であると考えます。
東京都島しょ農林水産総合センター 所長	キンメダイは1都3県の漁業者の他に、高知県を始めとする太平洋沿岸の各県漁業者が漁獲しております。1都3県の漁業者にTACによる数量規制を加えたことによって、規制がかからない漁業者が、キンメダイを今まで以上に利用することがないようにする必要があります。 また、数量管理を導入する上では、努力量管理についてもしっかり行う必要があります。新規参入等による努力量の増加を抑制するとともに、遊漁の管理も見据えた漁業許可等の公的規制を検討する必要があります。 更に、多くの操業者による先取り競争をどのように防止していくかという課題もあります。上限が設定されると、その手前で操業を打ち切らせなければなりません。安心して取り控えながら操業するには水揚げ金額の補償的なものが必要と考えます。
三宅島漁業協同組合代表理事組合長 (東京都漁業協同組合連合会会長)	○公平な漁獲量の配分割当に向けて(一部①再掲) 内地から伊豆諸島海域に来る漁業者は、伊豆諸島海域で漁獲したものを内地の港で水揚げするため、漁獲量の実績は各県の実績となる水揚げ港での漁獲量報告を基に資源を評価し、県別に漁獲量の配分割当をした場合、他県漁業者は地元漁場を禁漁にして、伊豆諸島の漁場での操業を強化することが危惧され、結果として、伊豆諸島の漁場のキンメダイ資源の状態は悪化する恐れがある。→解決には、漁獲量の報告は水揚げ港から漁場別に変更し、漁獲量の配分割当を県別ではなく漁場別することや、自主的な漁獲努力量の削減を評価した漁獲量の配分割当、自主的な資源管理の取組の公的規制化が考えられる。 自主的な資源管理の取組を進めた結果、漁獲量は減少する。こうした削減の数値を評価した、漁獲量の配分割当をしなければ不公平 ○資源管理の効果を高めるため キンメダイを捕獲している遊漁者やプレジャーボートへの数量管理を同時に実施することが必要 漁業者だけが先行して漁獲量管理を実施することは不公平
神奈川県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会 会長	TACが実施されればTACの範囲内で早い者勝ちになってしまいます。その結果、漁業者間で水揚げの格差が助長されてしまい、廃業に追い込まれる漁業者が出来る恐れがあります。

3. (2) 各論に関する御意見

④数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向 (3/6)

参考人からの御意見	御意見の内容
神奈川県漁業協同組合連合会(参考人) 神奈川県漁業協同組合連合会(意見表明者)	関東近海から伊豆諸島海域の一本釣り漁業者は、これまで長期に渡って自主的管理を実施してきた。これまでに自主的な資源管理は、関係する漁業者が協議、協力し、納得した上で自主的に、地域一丸となり管理に取り組んできた。一方で高齢化や廃業により1980年代の漁獲盛期と比較して着業隻数が大幅に減少しており、漁業者はそれが漁獲努力量削減となり資源管理効果を生んでいると認識している。 このように漁業者は自主的な資源管理等を十分に実施しており、さらに廃業等により結果的に漁獲努力量が大幅に減少していると認識している一方で、親子関係や再生産関係からの資源管理効果の推定には相当程度の疑問が生じており、一般論として産卵親魚の保護は必要なことは理解できるが、親子や再生産関係からの管理効果に基づき数量管理を実施することに対して疑問が生じる。 このような数量管理を実施するのであれば、漁業者が自らの資源管理として必要だと納得できるよう、漁業者に対して分かり易く、納得できる根拠、説明を示して欲しい。漁業者が納得できない状況で数量管理を実施すると、これまで実施してきた自主的管理の枠組みが壊れてしまう可能性がある。また、数量管理を実施したとしても、これまでの自主的管理と整合を図り、自主的管理を推進した上で、数量管理が上乘せ措置となるような取組みができるよう配慮して欲しい。 関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ漁業は、その資源の特性から漁場により年齢組成が異なる。TAC制度の数量管理が行われた場合、漁獲量のみが管理され、それ以外については管理されない。資源管理を効果的に実施するには、年齢組成、移動、再生産等を考慮して管理が理想だろう。しかし、漁獲量の上限が制限されると早い者勝ちで漁獲が行われ、若齢魚の多獲により漁獲尾数の増大や成長乱獲、産卵親魚の多獲等が起こる可能性がある。従って、TAC管理により漁獲量が制限されたとしても、返って乱獲に陥る可能性がある。 キンメダイ漁業には、資源管理のほかに漁場利用に係る漁業調整の問題も存在する。数量管理が実施された場合、それを理由に本来の資源管理ではなく、論点を漁業調整上の問題に転化してしまうことが想定される。資源管理と漁業調整を整理して、本来の資源管理が効果的に取り組めるよう、行政機関には指導をお願いしたい。 キンメダイの数量管理が導入された場合、漁業者の漁業収入が減少する可能性がある。また、漁協販売事業における取扱金額が減少し、漁協の収入も減少する可能性がある。そこで、収入を確保する必要がある。例えば、ブランド化や品質の向上により価値の向上、加工等による付加価値の増加等漁家収入の確保に関する取組み、指導も併せてお願いしたい。

3. (2) 各論に関する御意見

④数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向 (4/6)

参考人からの御意見	御意見の内容
静岡県漁業協同組合連合会 常任理事	枠の配分方法の決定については単純に実績ベースを適用はできない。 操業者の特定のため承認制等の導入を検討する必要がある。 配分された数量の把握と管理(漁協のマンパワー不足については、DX 化により、現水揚げ量と仮に上限に近づいた場合に自動的に操業者に通知できるようなソフトやアプリの開発が必要)が困難である。 都県への配分では地区内でオリンピック方式が実施された場合、就業者年令や船規模により、操業に格差が発生し、収益が大きく異なることになる。 悪天候での出漁等無理な操業が多くなり、事故の発生やこれまで実施してきた自主管理が崩壊する恐れがある。 同じ数量であっても体長が異なれば資源に与える影響が異なるが、その配慮の方法が不明。 資源評価の将来予測の不確実性によって、漁業者や加工業者等が不利益を被った場合の担保の検討が現状なされていない。 仮に一都三県のみで数量管理をする場合、一都三県外の漁業者が数量管理をしない場合、不公平感が生じる。現場では、データがたまたまあって管理をしやすい一都三県のキンメダイを数量管理のターゲットにしているという声もある。 遊漁やプレジャーボートの規制がない場合、管理が穴抜きになることに加え、上記と同じく不公平感が生じる。
賀茂船主組合連絡協議会会長	全国のキンメダイ漁獲情報をどう収集するのか、それらを踏まえた資源評価はいつ出されるか、今ある一都三県のそれも限られた情報の資源評価を基にした数量管理の実施の課題など検討に値しない。 完全な資源評価がなされた時は自由漁業であるキンメダイ漁業者の把握、漁獲情報の把握が難しいので、全てを大臣許可にするしか方法がない。多岐に渡る流通を都道府県では把握できるはずもない。全国の港を転々としたり、直接スーパーに売る物まで正確に把握できるのか。
いとう漁業協同組合代表理事組合長	地域ごとの漁法の違いによる格差 地域による体長制限の違い ○新規加入者の問題 キンメの一本釣り漁業は自由漁業なので、これまでは新規加入しやすかったがTACによる数量管理が導入されると、自由に漁業を始めにくくなり、新規加入者が減少し、後継者が不足する。 年度途中に新規加入した場合、枠の配分はどうなるのか?
芸東地区沿岸漁業協議会役員	クロマグロのように、数量管理の導入後、現場の漁業者は資源の増加を感じているのに管理数量の増枠がなされないなど、漁業者の不満が溜まらないよう、現場の感覚と科学的根拠が揃った際にはすぐに反映できる制度にしていきたい。また、漁獲量の割り当て手法について、漁業種類やキンメダイへの依存度(専業・兼業)等を考慮し、獲った者勝ちとならないような手法を検討してほしい。

3. (2) 各論に関する御意見

④数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向 (5/6)

意見表明者の御意見	御意見の内容
神奈川県水産課	漁業経営は厳しい状態にあり、数量管理するためには、わかりやすい形での漁獲補償的な措置が必要と考えられる。 キンメダイにおいては、広域的な解析が十分ではなく、MSYの信頼性を十分得られようにすることが課題と考える。 太平洋系群の全体的な資源利用実態がイメージできない。外国の利用もあると聞く。全体像が見えるようにする必要がある。 TAC対象県が一都三県に限られている。ほかの県でもキンメダイは漁獲しており、漁場では、制限を受ける漁船と受けない漁船がいて、公平感がないのは問題である。
静岡県漁業協同組合連合会	漁獲量の報告は、あくまでも重量ベースのため、小型魚を保護することが資源を増やすために重要であるにも関わらず、サイズに関係なく重量だけで管理することになります。今でもサイズごとの漁獲量について、データが出そろっているとはいえませんが、キンメダイを漁獲している全員が小型魚の保護に関心があるわけではないことから、成熟期前の小型魚が大量に捕獲されている場合においても、サイズを無視した重量での管理は小型魚の乱獲を許すことにつながるのではないのでしょうか。 今後「キンメダイ太平洋系群」を利用するすべての漁業者や遊漁船にも数量管理を広げることを前提としているはずですので、水産庁や都県から指導を受けて行っている一都三県の自主管理と同様にサイズの制限が必要と感じます。 数量管理については、対象資源は「キンメダイ太平洋系群」となっているにもかかわらず、実際には一都三県が対象とされています。まずは、本来の「キンメダイ太平洋系群」の資源状況の把握をすることが必要ではないのでしょうか。 数量管理を導入・実施となると、現在、一都三県で協議して自主的に行っている資源管理措置の不要論がおこり、強制力がない自主管理を継続することが困難になると思われます。キンメダイ漁業者組織の継続さえ危ぶまれます。現在は、組織に所属することで統制ができていますが、質より量、早い者勝ち、新規参入拒否による漁業の衰退、小型魚の乱獲、産卵期の漁獲、枠消化と来年度枠の実績づくりのための無理な操業による事故や他船とのトラブルなど、資源の枯渇以外の影響も想像できます。 現在試算されている将来の資源量についても、一都三県が今の自主管理を継続して行った場合を前提として計算されていることから、数量管理に進んだ場合、この数値が悪い方に修正される可能性もあります。規制のない一都三県以外の漁獲者の乱獲がないとも言い切れません。
榛原金目一本釣組合組合長	各地区ごと異なっている漁獲可能サイズの統一。 漁獲競争となり、現在の自主的な資源管理の方法が崩壊する恐れがある。 早い者勝ち、数量消化を見据えた無理な操業による事故を防ぐ事が最重要。 水産庁が数量管理での資源管理しか考えていない事に問題がある。
静岡県	OTACによる数量管理を導入することにより ・これまで取り組んできた自主的資源管理が放棄され、「早いもの勝ち」の漁獲競争が過熱する可能性がある。 ・自主的資源管理が守られた場合であっても、地域によって異なる漁獲サイズ規制(自主規制)により、小型魚の漁獲が進む。 等、資源管理に逆行する事態の発生が予想される。 前者については、漁獲量を個々に配分することが対応策として考えられるが、漁獲量の配分や実績確認に多大な労力を要するため、現実的ではない。後者については、不公平感がないよう、管理対象地域内で漁獲サイズの統一を図るべきであり、国による対象地域全体の調整を行い、統一する必要がある ○漁獲量を迅速に把握する体制の構築(漁業、遊漁含む)

3. (2) 各論に関する御意見

④数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向 (6/6)

意見表明者の御意見	御意見の内容
賀茂船主組合連絡協議会金目部会会長	漁獲データが揃っている一都三県のキンメダイ漁業者のみに承認を与え、他県および遊漁者の漁獲を禁ずる。 公平に管理を行なうのであれば、公的IQにより行い、今後、新規のキンメダイ漁獲者には配分しない。(譲渡可) 数量管理と同時に有効な漁業者への経済対策および新規就業者対策の実施。
賀茂船主組合連絡協議会金目部会副会長	自由漁業かつ着業隻数の多いキンメダイ一本釣りの数量枠の管理、配分に大きな問題がある。静岡県では十数隻の大型クロマグロの数量管理でさえ手に余る状況であることを考えると、各港に水産庁または都道府県の出先機関を設置、水揚げの監視、報告体制の構築が必須である。(IUU漁業を黙認するなら別である) TAC導入後は水揚げ手数料の減少が明らかな漁協は規模縮小を余技なくされると考えるので、漁協管理は難しいと考える。
いとう漁業協同組合	地域毎の漁法の違い 地域による体長制限の違い 数量管理を導入することで確実に資源が回復するという裏付けがなければ、無理に導入せず、現状の自主的資源管理で対応した方が良い。
伊豆東部一本釣協議会 キンメ部会会長	地域ごとの漁法の違いによる格差 地域による体長制限の違い これらの課題については、国が主導して調整を図るべき。漁業者任せにすべきではない。
高知県漁業協同組合 清水統括支所	漁獲数量の制限だけでは、例えば県域に割り当てられた数量を早い者勝ちで取り合うこととなり、漁業者間に不公平が生じる。 漁獲数量を船ごとに配分したうえで数量管理をしていくのであれば、漁業者が漁模様や魚価を勘案しながら、自ら考えて操業ができる。自身が漁獲できる枠を確保することで、資源を管理する意識も高まると考える。

3. (2) 各論に関する御意見

⑤数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）（1/5）

● 資源管理措置

- 【千葉県】各地区で体長制限（小型魚の再放流）、夜間操業の禁止、漁具・漁法の制限（樽流し漁法禁止、釣数、縄数、操業時間、釣餌）、定期休漁日、休漁期間の設定、操業規制区域の設定（小型魚の保護）等の自主的な資源管理措置を実施。
- 【東京都】数量管理以外の公的な資源管理ルールの制定とする。現在の伊豆諸島海域での自主的な資源管理の取組を他県漁業者が守り、資源管理の取組を強化・充実するため、漁業の許可制や承認制の導入を検討する（早期導入は遊漁船やプレジャーボートなどのアウトロー対策にも有効。参入規制や自主的資源管理措置を公的規制化を想定）。
- 【高知県】針数や樽数の制限、火光利用（水中集魚灯含む）の禁止、漁法の制限といった取組を実施。
- 【神奈川県】海域の特性に合わせて、体長制限、針数制限、休漁日、禁漁区等を設けて資源管理を実施。
- 【静岡県】一都三県で各々が自主的管理を行ってきた。今後は、許可制にしたうえで、体長制限、漁具制限、漁法制限、休漁日数、操業時間を定める。

● その他

- 【東京都】入会漁場となっているため数量管理と漁場管理は不可分の関係。同一資源であっても一定の範囲で漁場毎の管理が行われることが全体の資源の維持・管理に不可欠。TAC導入後は現在の自主的な管理措置をベースに、漁場ごとの統一した管理措置の設定を強力に指導すべき。産卵場での小型魚保護は特に重要。そのための漁法や漁場の制限を念頭におくことが必要。
- 【静岡県】今後、出口規制で管理するとなると、各地区の漁獲が資源全体（親魚の確保）に与えるインパクトが変わってくるので、なるべく体長制限は均一化する必要。統一的な管理措置が必要であるが、これまで均衡を保ってきた自主管理を崩壊させるおそれもある。

参考人からの御意見

御意見の内容

勝浦漁業協同組合 代表理事組合長

各地区で小型魚の再放流、夜間操業の禁止、漁具・漁法の制限（樽流し漁法禁止、釣数、縄数、操業時間、釣餌）、定期休漁日、休漁期間、操業規制区域等の自主的な資源管理措置を実施しています。

3. (2) 各論に関する御意見

⑤数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）（2/5）

参考人からの御意見	御意見の内容
千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会座長(参考人) 千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会(意見表明者)	これまで、半世紀の間に議論を重ね、以下の通り漁獲努力量の規制等様々な資源管理措置を発展させてきています。 ・体長制限(小型魚の再放流) ・夜間操業の禁止 ・漁具漁法の制限(樽流し漁法の禁止、立延縄における釣数・縄数・操業時間・釣り餌の制限) ・定期休漁日、休業期間の設定 ・操業禁止区域の設定(小型魚の保護)
東京都島しょ農林水産総合センター 所長	1都3県で漁獲するキンメダイは同一資源であるとのことですが、そうであっても一定の範囲で漁場毎の管理がきちんといわれることが全体の資源の維持・管理に不可欠であると考えます。特に伊豆諸島は東京都島しょ農林水産総合センターの20年以上の調査から、改めてキンメダイの重要な産卵場であることが明らかになっています。TAC導入後の管理措置については、「従来からの、漁場の利用は漁業者の話し合いで」といった漁業者任せで、現在のように県ごと各々で伊豆諸島の漁場の管理措置を定めるのではなく、現在の管理措置をベースに、漁場ごとの統一した管理措置の設定を強力に指導すべきと考えます。 その際、産卵場である伊豆諸島での小型魚保護は特に重要であると考えます。 また、キンメダイのように卓越年級群が発生する魚種では、この資源を有効活用することにもつながるため、小型魚保護に向けた漁法や漁場の制限を念頭におくことが必要と考えます。 入会漁場となっている東京都海面では、数量管理と漁場管理は不可分の関係にあります。
三宅島漁業協同組合代表理事組合長(東京都漁業協同組合連合会会長)	○数量管理以外の公的な資源管理ルールの制定(一部③再掲) 現在の伊豆諸島海域での自主的な資源管理の取組を他県漁業者が守り、資源管理の取組を強化・充実するため、キンメダイ漁業の許可や承認など、公的規制が不可欠 公的規制は、遊漁船やプレジャーボートなどのアウトロー対策にも有効であることから、早期に取組むことが重要 伊豆諸島海域への参入規制や自主的資源管理措置の公的規制化
神奈川県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会 会長	これまで私たち漁業者は海域の特性に合わせて体長制限、針数制限、休漁日の設定などを自主的に取り組んできました。このようなきめ細かい管理が必要だと考えております。

3. (2) 各論に関する御意見

⑤数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）（3/5）

参考人からの御意見	御意見の内容
神奈川県漁業協同組合連合会（参考人） 神奈川県漁業協同組合連合会（意見表明者）	関東近海から伊豆諸島海域の一本釣り漁業においては、かねてより体長制限、休漁日、禁漁区等を設けて資源管理を実施してきた。 特に体長制限は各地域共通で取り組んでおり、成長乱獲の防止に効果があることから有効だと考えている。 また、一本釣り漁業は、自由漁業だが、前述のように高齢化や廃業により操業隻数が減少し、その結果、漁獲圧の減少に繋がっている。操業隻数の減少は漁業の振興を考えた場合は好ましいことではないが、結果的に資源管理に相当、役立っていると考えている。
静岡県漁業協同組合連合会 常任理事	これまで、一都三県で各々が自主的管理を行ってきたが、それを出口規制で管理するとなると、各地区の漁獲が資源全体（親魚の確保）に与えるインパクトが変わってくるので、なるべく体長制限は均一化するような配慮が必要と考える。 一都三県において個々に自主管理を実施してきたが、この系群を一括して管理する手法では、上記のような管理措置の統一感が必要であると考えているが、これが実態として均衡を保ってきていた自主管理を崩壊させることも想定しなければならない（一都三県でのこれまでの調整は必要なしとの声もある）
賀茂船主組合連絡協議会会長	許可制にしたうえで、体長制限、漁具制限、漁法制限、休漁日数、操業時間を定める。
いとう漁業協同組合代表理事組合長	体長制限は全体での統一を図らないと管理できない。 TACによる数量管理の中で禁漁期間は果たして必要なのか。 今までの地域による資源管理の努力はどうなるのか？
芸東地区沿岸漁業協議会役員	高知県室戸岬沖海域では、漁業関係者で構成された協議会で設定している申し合わせ事項により、針数や樽数の制限、火光利用（水中集魚灯含む）の禁止、漁法の制限といった取組を実施している。禁漁期間の設定や体長制限等については、今後の漁獲や資源状況によっては検討が必要かもしれないが、当地区では漁法や漁獲サイズが多様であるため、設定が難しい状況である。
意見表明者の御意見	御意見の内容
静岡県漁業協同組合連合会	静岡県では全長28cm以下は再放流と定め、小型魚保護に努めています。禁漁期間の設定もあります。他都県でもそれぞれ地区ごとに自主管理しています。しかしこれらについては、県内・一都三県内では統一ルールではないためお互いに不公平感がないとは言えませんが、海域ごとの特性を踏まえたうえで自主管理をしています。 禁漁サイズと期間は研究結果を示していただいたうえで、すべての漁業者、遊漁、プレジャーにも徹底できれば、資源状況は変わるのではと考えます。 一都三県の自主管理を参考にしてください。

3. (2) 各論に関する御意見

⑤数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）（4/5）

意見表明者の御意見	御意見の内容
榛原金目一本釣組合 組合長	漁獲可能サイズの統一。 現在の一都三県の資源管理の継続。
静岡県	これまでの地域毎の自主的な資源管理の取組における調整項目のうち ・体長制限 ・漁具・漁法の制限（釣数、縄数、操業時間） ・定期休漁日、休漁期間 について、国による対象地域全体の調整を行い、統一する必要がある。
賀茂船主組合連絡協 議会金目部会会長	現在の一都三県のなかでも混在している「体長制限」「休漁日数」を一番シビアなものに合わせて全国統一。
賀茂船主組合連絡協 議会金目部会副会長	数量管理導入時点で、その他の管理措置は無意味となるので、全ての管理措置を撤廃。自主的な資源管理も継続した場合、一部の自主ルールを守らない者が利することとなるので、自主的な資源管理であれば年間の休漁日数および漁業種類ごとに漁具制限を全国統一する。
いとう漁業協同組合	TACによる数量管理と、自主的資源管理の両立は可能なのか。 体長制限を統一しないと、小さい個体が多く漁獲され、資源管理に逆行する事になりかねない。
伊豆東部一本釣協議 会 キンメ部会会長	今まで地域で努力してきた自主的資源管理措置が、数量管理の導入により無駄になってしまわないか。 体長制限については、全体で統一すべき。 TACによる数量管理を実施した場合、禁漁期間の必要性、有効性？
高知県漁業協同組合 清水統括支所	土佐清水地域では1隻あたりの針数や深海浮子使用の禁止を実施している。 資源管理については、地域の歴史や現状、特性を考慮して慎重に判断する必要がある。

3. (2) 各論に関する御意見

⑤数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）（5/5）

布良瀬漁場協議会

千葉県東京湾口			
項 目		内 容	
小型魚の再放流		全長 22 c m以下	
漁具・漁法の制限	樽流し漁法		禁止
	立縄漁	釣数	夜間 30 本/縄以内
		縄数	乗組員数+ 1 本
		操業時間	夜間操業は午前 5 時まで
定期休漁日		毎月第 1 土曜の前夜	
その他		操業時小型魚主体の漁獲が認められた漁場では周辺 1 マイル以内を 3 日間禁漁とする。	

銚子沖漁場協議会

千葉県銚子沖			
項 目		内 容	
小型魚の再放流		全長 25 c m以下（尾叉長 20.5 c m以下）	
夜間操業		禁止	
漁具・漁法の制限	樽流し漁法		禁止
	立縄漁	釣数	60 本/縄以内
		縄数	乗組員数＋1 本（台形場に限り、乗組員数）
		操業時間	操業時期により操業開始時刻と操業終了時刻を決定。 日出から約 3 時間
定期休漁日		毎週日曜日・祝日	
操業規制区域		周年（台形場）※保護海域に設定（1 年ごとに更新） 8～10 月（台形場沖）	
その他		潮流が 3.5 ノット以上の場合、操業禁止。 操業中に潮流が 3.5 ノットを超えた場合は、操業打ち切り。 標識放流の実施。	

勝浦沖漁場協議会

千葉県勝浦沖			内 容
項 目			
小型魚の再放流		全長 25 c m 以下	
夜間操業		禁止	
漁具・漁法の制限	樽流し漁法		禁止
	立縄漁	釣数	1 回目：150 本/縄以内、2 回目：50 本/縄以内
		縄数	乗組員数
		操業時間	操業時期にあわせて操業開始時刻と最終投縄時刻を規定 （操業時間：4 時間）
	釣餌		イカ、シイラ、カツオ、サバ （サンマ、イワシ、疑似餌の使用禁止）
定期休漁日		毎週土曜日、コロナウイルスによる魚価低迷対策として 豊洲市場公休日の前日休漁	
休業期間		7～9 月	
操業規制区域		漁場区域以外の大陸棚においても休業期間中は操業禁止	
その他		1 歳魚保護のため大陸棚 220 ヒロ以浅の投縄自粛。標識放流の実施。	

3. (2) 各論に関する御意見

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討(1/3)

● 地域

- 【千葉県】太平洋系群の範囲（関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺）で行われる全漁業が関係する地域。
- 【東京都】一都三県以外のキンメダイ漁獲地域。
- 【静岡県】今回、TAC管理から除外されている地区。
- 【高知県】キンメダイの水揚げのある都道府県や市町村。

● 漁業種類・関係者等

- 【千葉県】漁業種類：太平洋系群の範囲で行われる全漁業。加工業者、仲買業者、観光業者、遊漁者。
- 【東京都】巻き網、底立て延縄漁業者など、この資源を利用している全ての漁業者。
- 【静岡県】市場、仲買等流通に係る関係者。伊豆地区の旅館や飲食店等。また、一都三県以外の地域の関係する漁業種類やプレジャーボートを含む遊漁船関係者。（現況や管理の方向性の説明等）
- 【静岡県】底立てはえ縄漁業者、キンメダイを対象とする流通業者。
- 【高知県】キンメダイ漁を行う漁業者及び関係漁協、キンメダイ漁業の継続に必要な事業者（流通、資材、船舶等）及びキンメダイの水揚げのある都道府県や市町村。

参考人からの御意見

御意見の内容

勝浦漁業協同組合 代表理事組合長(参考人)

布良瀬漁場協議会
勝浦沖漁場協議会
銚子沖漁場協議会
千葉県水産加工業協同組合連合会(意見表明者)

地域：太平洋系群の範囲とされている、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺で行われる全漁業が関係する地域
漁業種類：太平洋系群の範囲とされている、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺で行われる全漁業
関係者等：加工業者、仲買業者、観光業者、遊漁者

3. (2) 各論に関する御意見

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討(2/3)

参考人からの御意見	御意見の内容
千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会座長(参考人) 千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会(意見表明者)	太平洋系群の範囲とされている、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺で行われている全漁業及び遊漁。
三宅島漁業協同組合代表理事組合長(東京都漁業協同組合連合会会長)	巻き網、底立て延縄漁業者など、この資源を利用している全ての漁業者
静岡県漁業協同組合連合会 常任理事	市場、仲買等流通に係る関係者にはTAC 管理への移行による影響を事前に説明しておく必要がある。 キンメダイは各地区において有益な観光資源でもあり、伊豆地区においては旅館や飲食店等にも資源管理対象である旨の説明が必要である。 また、今回、TAC管理から除外されている、地区、漁業種類や遊漁船関係者にも、現況とこの先の公的管理の方向性を示しておく。
賀茂船主組合連絡協議会会長	一都三県以外のキンメダイ漁獲地域、底立てはえ縄漁業者、キンメダイを対象とする流通業者
いとう漁業協同組合代表理事組合長	一都三県以外の地域の漁業者 プレジャーボートを含む遊漁船
芸東地区沿岸漁業協議会役員	キンメダイ漁を行う漁業者及び関係漁協 キンメダイ漁業の継続に必要な事業者(流通、資材、船舶等) キンメダイの水揚げのある都道府県や市町村

3. (2) 各論に関する御意見

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討(3/3)

意見表明者の御意見	御意見の内容
千葉県水産加工業協同組合連合会	資源管理に直接関係するのは漁業者ではありますが、我々水産加工業者の経営にも大きな影響を及ぼすことから、我々の意見も汲み上げていただきたい。
神奈川県水産課	太平洋系群が明確でないため、キンメダイを漁獲している漁業者を関係者として、だれがその相手になるかわからないことが問題。国際的にどの程度利用されているのか。太平洋系群としては、現在の地域、漁業種類では十分ではないと考える。
静岡県漁業協同組合連合会	太平洋系群のキンメダイを利用している関係者すべてに数量管理予定であるという動向を予め伝え納得していただく必要があります。 底曳網・旋網・底刺網等全国のキンメダイを獲っているすべての漁業 遊漁船、プレジャー 水産加工や小売店、流通にかかわる業者 キンメダイを観光資源として重要視している関係者や市町
榛原金目一本釣組合組合長	一都三県以外のキンメダイを漁獲している漁業者の意見。 キンメダイを漁獲する全ての遊漁船。
静岡県	キンメダイ太平洋系群を漁獲する全ての地域の漁業者、遊漁船業者、プレジャーボート所有者等 産地市場関係者、漁協職員 流通業者、加工業者 産地周辺でキンメダイを扱う観光業、旅館業、飲食業関係者等
賀茂船主組合連絡協議会金目部会会長	太平洋でキンメダイを漁獲している全ての漁業者および遊漁者。
賀茂船主組合連絡協議会金目部会副会長	一都三県以外のキンメダイ漁獲漁業者および遊漁者、仲買等の市場関係者。
いとう漁業協同組合	キンメダイ太平洋系群の漁獲に関わる全ての漁業者、プレジャーボート、遊漁船、その他、キンメダイを扱う産地市場、流通関係者など
伊豆東部一本釣協議会 キンメ部会会長	一都三県以外の地域の漁業者 プレジャーボートを含む遊漁船 その他、キンメダイを扱う全ての関係者

3. (2) 各論に関する御意見

⑦ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項(1/5)

- TAC制度を導入する必要性（資源評価精度の妥当性、漁業が資源に与えている影響の程度、自主的資源管理の妥当性、系群の一部のみを管理対象とすることの妥当性と法的平等性、導入の効果・将来像）。
- TACを設定した場合の公平な漁獲割当量となる配分方法や管理方法の考え方。
- 導入後の新規参入の影響（後継者育成や新規参入が困難にならないか、担い手対策に逆行しないか）。
- サメ等の食害対策（国の主導による実態調査や早急な支援策）。
- 公平なキンメダイ資源の利用に向けた検討（一都三県以外での水揚げ状況と漁法別の管理、プレジャーボート、遊漁者の管理、数量管理以外の公的な資源管理ルールの制定）。
- 漁獲割当量の配分に伴う減収対策等（現状よりも少ない漁獲割当量の配分となった場合の国等による減収補填・補助。魚価向上策、経営の合理化策）。
- 海域毎の漁獲実績の収集体制の構築（遊漁や一都三県以外の本系群利用者の対象適否）。
- 将来の漁獲量の予測について（根拠を明確にして丁寧に説明し、有効性について十分に協議）。
- TAC導入に際しての地域的、部分的試行期間の設定（段階的实施、本格実施の手順や課題の抽出等）

参考人からの御意見

御意見の内容

勝浦漁業協同組合 代表理事組合長(参考人)

勝浦沖漁場協議会
(意見表明者)

キンメダイの資源状況は漁獲量の影響だけでなく環境要因も大きく影響があると考えられます。国の行う資源評価に環境要因がどのように考慮されているのかわかりやすく説明してください。

国の資源評価は私たちの獲り控え実態を十分に反映できていないと思います。これまで取り組んできた私たちの獲り控え実態をしっかりと資源評価に取り込んでいただきたいと思います。

私たちは産卵期の禁漁など自主的な資源管理により漁獲の強さをぎりぎりまで下げ、魚の獲り控えを行ってきました。これにより県による資源評価では資源水準は「高位」、動向は「増加」と判断され、国による令和4年度の資源評価においても資源の状態が良くなっています。これは、これまでの自主的な資源管理の成果が表れている結果であり、まず各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、TAC導入の必要性から議論すべきです。

国の説明はTACありきの説明が多く、私たちの行っている自主的な取組との比較についての議論がなされていません。お互いの考えを理解するためにもTAC管理と自主的な資源管理の良い点、悪い点を議論する必要があると感じています。

TAC管理やIQ管理が実施された場合、対象となる魚を獲る人が増えれば、それだけ自分の取り分が減ることから新規参入が困難になるのではないのでしょうか。これは、国の進める担い手対策に逆行することになるのではないのでしょうか。

サメ等の食害は、キンメダイ資源の評価や漁業者の収入にも影響していると考えられることから、国の主導による実態調査や早急な支援策を求めます。

キンメダイの資源管理はその資源の広がりを見ると一都三県の漁業者だけの問題なのではないでしょうか。その他の漁業や地区にも、関係してくる問題ではないのでしょうか。キンメダイを漁獲する漁業の全容、他地区との交流の関係や遊漁の採捕量の実態が分からないのであれば、まずはその調査を本格的に行うことから始めるべきです。

3. (2) 各論に関する御意見

⑦ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項(2/5)

参考人からの御意見	御意見の内容
千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会座長(参考人) 千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会(意見表明者)	漁業が資源に与えている影響は小さくTAC制度を導入する必要は無いのではないか。 資源評価で漁業者の資源管理の妥当性が示されている中で、この上様々なコストをかけてTACを導入する必要はないのではないか。 資源の交流が認められ一つの水産資源として確認されている太平洋系群において、合理的な理由が提示されず、系群の一部である一都三県にのみTACを設定することを前提に進められていることについて、適正な資源管理の実施の観点から、また、法的規制の平等性を確保する観点からも問題があるのではないか。 都県を越えた資源管理を実施する場合は、国は太平洋系群全体の資源評価を実施しなければならないのではないか。 資源評価において様々な問題があり、MSYやTACの設定には精度的に不十分ではないのか。 TACを設定した場合の配分方法や管理方法に多くの問題があり、不要なトラブルを引き起こすことになるのではないか。
東京都島しょ農林水産総合センター 所長	海域毎の漁獲実績の収集体制構築及びそれに基づく資源評価の実施 数量管理を導入する上では、キンメ資源の利用者数の管理についても取り組まなければならない。 他県漁船との入会操業となる東京都海面では、現在の管理措置をベースに漁場ごとの統一した管理措置の設定を強力に指導すべき 産卵場である伊豆諸島での小型魚保護は特に重要で、小型魚保護に向けた漁法や漁場の制限が必要 遊漁や一都三県以外のキンメダイ利用者も管理対象とするべき
三宅島漁業協同組合代表理事組合長(東京都漁業協同組合連合会会長)	○公平なキンメダイ資源の利用 数量管理以外の公的な資源管理ルールの制定(③・⑤再掲) 公平な漁獲量の割当配分(④再掲) キンメダイ資源を末永く利用する観点から、1 都3 県の漁業者だけでなく、遊漁者やプレジャーボートへの数量管理が同時にスタートできるための法整備 ○漁獲量の配分割当に伴う減収対策 数量管理が実施され、現状よりも少ない漁獲量が配分割当された場合、漁業者は勿論のこと、漁業者を支える漁協、漁連などが生活を維持するためには、国等による減収補填策の実施が不可欠 →解決策の一つとして 国等が漁協や漁連を通して、漁業者にイルカの食害調査などを業務委託 漁獲量の制限に伴う、流通・販売への影響を考慮した魚価向上への支援策
神奈川県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会 会長	TAC制度による管理は、これまでの自主的な資源管理より漁業者の漁獲、経営、生活に対する影響が大きいと思われます。資源管理の必要性は理解できますが、漁業者の生活を脅かしてよいのでしょうか。もし、TAC制度を進めるのなら漁業者の減収対策についても本気で取り組んで欲しいです。新たな補償や補助制度について検討して下さい。

3. (2) 各論に関する御意見

⑦ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項(3/5)

参考人からの御意見	御意見の内容
神奈川県漁業協同組合連合会(参考人) 神奈川県漁業協同組合連合会(意見表明者)	TAC管理の効果の将来予測は、再生産関係から推定されているが、前述のように卵稚仔の供給や再生産関係が解明されておらず、また、ホッケー・スティック型再生産関係の適用にも相当の疑義がある。そこで、TAC管理の根本になる将来の漁獲量の予測について、丁寧に、かつ、根拠を明確に説明し、有効性について十分に協議して欲しい。 これまで相当程度の自主的な資源管理を実施してきた上、相当程度の操業隻数の減少などがある。今年度の資源評価ではキンメダイ資源は若干の増加傾向にあると言う。現状の自主的資源管理だけでは不十分でありTACを導入する必要があるということなら、その点を丁寧に分かり易く説明し、TAC導入が本当に必要なのか十分に協議すべき。それでないとは漁業者はTAC管理の導入に納得できない。 TAC管理をすれば一時的にでも漁家収入は減少する。一本釣り漁業者は零細漁業者が多く、漁家収入の減少は、漁家経営を悪化させ、ひいては漁家の廃業にもつながりかねない。そこで、漁家収入を確保するための手法、例えば、価格保証、収入の補てん策、魚価向上策、経営の合理化策等を示すべき。
静岡県漁業協同組合連合会 常任理事	まず、資源が上向きであり、現況では特段の漁獲制限というよりは、これまでの自主管理を続けることで資源が維持されることを説明すること。 自由漁業でのTAC導入は前例がなく、漁獲状況把握のために操業は承認制を導入する等の措置が必要と思われるが、参入希望者・隻数は増加することが予想されるため、加入に条件を設けると承認を受けることができない漁業者が出て、後継者育成に悪影響を及ぼすことが予想される。 地域的、部分的試行期間を設けて、段階的に進めること等、本格実施に向かう手順や、試行で実運用が難航の場合はTAC除外の選択肢もあることを想定・説明すること。 導入にあたり、漁業調整と漁業補償への措置が導入のバーターにならぬようにすること。 まず、釣り漁業の「キンメダイ」がTAC管理魚種(特定水産資源)として適正であるか確認をすること。 現状の資源評価に含まれていない点を説明すること。
賀茂船主組合連絡協議会会長	一都三県で長年取り組んでいた資源管理に対する考え方。 数量管理で漁業経営および漁協経営が維持できなくなるが、それに対する水産庁の意見。 なぜ不十分な情報を基にした資源評価を根拠として数量管理を導入しようとするのか、その経緯。 資源評価が完璧ではないことは水研機構も認めたので、研究機関でもない水産庁が今回の資源評価が正しいと考えた理由。(盲目的に研究機関が発表したから正しいと考えたのか) なぜ資源管理に取り組んでいた一都三県だけで数量管理して、何もしていない他県を優遇するのか、その理由。
いとう漁業協同組合代表理事組合長	一都三県以外での水揚げ状況 漁法別の管理 プレジャーボート、遊漁者の扱い
芸東地区沿岸漁業協議会役員	高知県のキンメダイ漁業者は、漁業収入のほとんどをキンメダイの漁獲に依存していることから、TAC管理を行うことで将来にわたり漁業者がキンメダイ漁業を営んでいけるのか将来像についても説明いただきたい。

3. (2) 各論に関する御意見

⑦ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項(4/5)

意見表明者の御意見	御意見の内容
布良瀬漁場協議会	(1)に記載とおり、資源評価の疑問(漁獲量等を中心とした資源評価の適切性、狙い操業でなく混獲のときの資源評価への反映、環境要因の資源評価への反映、親子関係が成り立つか等)についてのわかりやすい説明を求めます。 (1)に記載したとおり、私たちは、10年以上前から地域の実情に合わせた自主的な資源管理として、漁獲サイズ、針数、縄数、操業時間の制限や休漁日の設定を行っています。布良瀬はキンメダイについては、釣れる・釣れないの差が激しい漁場であり、2年前からはその資源の状況からキンメダイの目的操業を控えてきました。今年の年初めからはキンメダイの水揚げが好調であり、これまで取り組んできた自主的管理の重要性を実感するとともに、現在の資源管理はうまくいっていると考えています。国は、まず各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、TAC導入の必要性から議論すべきです。 TAC管理による数量の配分を行う上で、これまで各地区で取り組んできた自主的管理をどう評価するのでしょうか。十分に評価が行われないままTAC管理に移行し、機械的に数量配分を行えば、熱心に自主的管理に取り組んできた漁業者が損をすることになり、これまで長年をかけて積み重ねてきた自主的管理の取り組みを否定することにつながりかねないと考えます。 TAC管理は一都三県の釣り漁業のみを対象として行うのではなく、キンメダイを漁獲するすべての漁業及び遊漁を対象としなければ管理の意味をなさないのではないのでしょうか。 新規参入を図る際にTACの割り当てが障壁になり、新規参入が困難になるのではないのでしょうか。このことが漁業者の減少に拍車をかけることにつながるのではないのでしょうか。
銚子沖漁場協議会	資源の増加は産卵量だけでなく海洋環境にも左右されると考えられますが、親と子の再生産の過程は明らかになっているのでしょうか。生態が不明な中で、理想的な親魚の数を予想し、そのための漁獲量を数字で表すことは科学的ではないと考えます。 立縄漁業は、釣針による釣り漁業であり、網漁業のような漁獲効率の高い漁法ではありません。そもそも漁獲効率が低く、資源に悪影響を与えにくい漁業形態においてTACを導入する必要はないと考えます。 私たちは30年以上前から自主的な資源管理に取り組んでおり、その重要性も十分に理解しているところです。操業時間、漁具、漁法、漁獲サイズの制限に加えて小型魚が多い漁場は禁漁区に設定し、操業日数も年々減らしています。これにより県による資源評価では資源水準は「高位」、動向は「増加」と判断され、国による令和4年度の資源評価においても資源の状態が良くなっています。これは、これまでの自主的な資源管理の成果が表れている結果であり、まず各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、TAC導入の必要性の有無についてから議論すべきです。 サメやイルカの食害や遊漁での採捕等によるキンメダイ資源への影響を考慮した資源評価を実施すべきです。
千葉県水産加工業協同組合連合会	TACありきで議論をするのではなく、地元の水揚げに依存し必死に生産に当たっている我々加工業者が生き残れるような資源管理の方法を考えていただきたいと思います。
神奈川県水産課	対象外とする海域がどこであり、伊豆諸島海域の評価の内容が、太平洋系群のMSYを確かに表しているという根拠と、わかりやすい説明が必要。
榛原金目一本釣組合組合長	これまでの一都三県で行ってきた自主的な資源管理の評価。

3. (2) 各論に関する御意見

⑦ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項(5/5)

意見表明者の御意見	御意見の内容
静岡県漁業協同組合連合会	一都三県の組織は、キンメダイ資源管理の必要性を十分理解し、漁業として成り立つようバランスをとって営んでいます。 データも不完全、再生産関係も未知、管理対象に不公平感がある状態にも関わらず、他の地域よりもデータが揃っていて統制がとれていると見られた一都三県の漁業者をターゲットにとりあえずスタートしてみるといった姿勢では、直接経営に影響する漁業者や漁協が納得するとは思えません。資源管理に無関心な者にこそ早急に対策を進めていただきたいと考えます。 数量管理が目的ではなく、最適な資源状態を保持することが目的のはずですので、数量管理にこだわらず、まじめに操業している漁業者の意見を聞き、慎重に時間をかけての検討をお願いします。
静岡県	キンメダイをTAC候補種とした理由 現在の資源評価結果に不足している(本来考慮すべきだができていない)部分 一都三県だけ先行して数量管理を進めることに対する水産庁の考え 遊漁船、プレジャーボートなどに対する数量管理の進め方 数量管理を導入後の、漁業者への減収対策 資源評価結果で漁獲量の減少に影響する以下の要因について、具体的な影響(寄与)の大きさに関する考察 ・資源量の減少 ・食害被害 ・自主的管理措置 ・漁業者(漁船)の減少 ・新型コロナウイルス感染症の影響による需要減に対応した獲り控え等
賀茂船主組合連絡協議会金目部会会長	一都三県以外の漁獲情報の詳細。 一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会で行なっていた資源管理で資源は維持出来ているのにTAC導入を強引に進める水産庁の思惑。 具体的な漁業者の減収対策。(漁獲共済は「乗組員の人数変更」「漁法の変更・追加・廃止」で5年間は加入できないことから対策になっていないので要注意。)
賀茂船主組合連絡協議会金目部会副会長	新たに始めたクロマグロ数量管理でさえ不正が横行しているのに、キンメダイの数量管理がなぜできると思っているかの根拠および具体的なIUU漁業対策の説明。 一都三県以外のキンメダイ漁獲量および資源措置の説明。
いとう漁業協同組合	一都三県以外での水揚げ状況 漁法別の管理 プレジャーボート、遊漁者の扱い TAC導入までのスケジュール、手続き
伊豆東部一本釣協議会 キンメ部会会長	一都三県以外での水揚げ状況、漁獲データの収集状況 漁法別の管理 プレジャーボート、遊漁者の扱い 今の資源評価結果に不足している内容について、丁寧な説明と今後の見通し

3. (2) 各論に関する御意見

⑧管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）（1/3）

● 管理対象とする範囲

- 【千葉県】関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺で行われている全漁業及び遊漁。
- 【東京都】まき網や底立て延縄など一本釣り以外の漁業及び遊漁（1都3県以外で漁獲する漁業を含む）。
- 【神奈川県】太平洋系群の範囲が不明確。伊豆諸海域に限定された管理だと違和感。
- 【静岡県】まき網等の網漁業（乱獲、虚偽報告、禁止海域操業など無秩序）。大臣許可を含む許可や地域を超えた「キンメダイ太平洋系群」という魚種全体を管理対象とする。混獲するまき網、底びき網。
- 【高知県】キンメダイを漁獲する全ての漁業者及び遊漁者。

● その他

- 【千葉県】TAC導入の必要性に疑問があり、管理対象とする範囲を論じる以前の問題。国の資源評価の範囲が一都三県であることに疑問。資源の持続的な利用を図るためには、今後も各地先での管理を継続していくことが重要。

参考人からの御意見	御意見の内容
勝浦漁業協同組合 代表理事組合長(参考人) 布良瀬漁場協議会 勝浦沖漁場協議会 銚子沖漁場協議会 (意見表明者)	TAC導入の必要性に疑問があり、TACを前提とした管理対象とする範囲を論じる以前の問題であると考えます。 また、キンメダイ太平洋系群は一都三県以外にも分布していますが、国の資源評価の範囲が一都三県であることに疑問を感じます。 なお、今般の資源評価結果は、これまでの自主的管理が評価されたものと受け止めており、資源の持続的な利用を図るためには、今後も各地先での管理を継続していくことが重要と考えます。
千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会座長(参考人) 千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会(意見表明者)	太平洋系群の範囲とされている、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺で行われている全漁業及び遊漁。

3. (2) 各論に関する御意見

⑧管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）（2/3）

参考人からの御意見	御意見の内容
東京都島しょ農林水産総合センター 所長	遊漁についても漁獲が相当数あると予想されるので、管理対象とすべきと考えます。1都3県以外でもキンメダイを漁獲している実績があることから、これらの漁業についても管理対象とすべきと考えます。 また、東京都でキンメダイ漁が本格化したのはここ10～20年のことであり、直近10年間の漁獲量は増加傾向、ここ数年減少となっています。長期的に見ると1都3県の中で唯一増加傾向となっていますが、無秩序に漁獲をしているわけではありません。他県同様、資源管理の取組は各島の事情に合わせて取組まれており、例えば八丈島では気象条件が厳しいため、最も出漁している漁業者で年間150日程度であり、平均的な出漁日数はこれよりはるかに少ない状況です。こうした中で小型魚の多い漁場は禁漁にするとともに、漁場を分散利用する観点から小型の漁船は沖合に出漁しづらいため島周辺で操業し、大型の漁船は遠方で操業する傾向があります。また、三宅島では縄数を1本に制限し、周辺漁場で都の漁業者は操業時間を午前9時までに行っています。大島は黒潮大蛇行の影響で潮流が速く、島周辺でキンメ操業はできない状況になっています。 更に東京都全域で夜間操業は禁止しています。こうした操業状況で現在の漁獲が確保されており、CPUEは海域によって変動パターンは異なりますが、ここ数年は各海域ともに横ばい傾向です。TAC配分と基準年設定については各都県直近データで検討すべきと考えます。
三宅島漁業協同組合代表理事組合長（東京都漁業協同組合連合会会長）	キンメダイ資源を利用しているが、漁業規模が大きく異なる、巻き網や底立て延縄など、一本釣り以外の漁業者も対象としなければ不公平
静岡県漁業協同組合連合会 常任理事	本来であれば、許可や地域を超えた「キンメダイ太平洋系群」という魚種全体を管理対象とすることを希望する。
賀茂船主組合連絡協議会会長	旋網等の網漁業は乱獲、虚偽報告、禁止海域操業など無秩序であるので、そこから手をつける。
いとう漁業協同組合代表理事組合長（参考人）	大臣許可を含むすべてのキンメ漁、また巻網、底びき網による混獲の扱い
いとう漁業協同組合（意見表明者）	
芸東地区沿岸漁業協議会役員	TAC管理を行う場合、キンメダイを漁獲する全ての漁業者及び遊漁者を対象とすべきである。また、キンメダイ資源が将来的に横ばい・増加傾向であれば漁獲制限は必要ないとする。但し、減少傾向であれば減少度合により検討するべきであるが、全国での漁獲枠の設定は、操業あたりの漁獲量が少ない船が獲り負けてしまう可能性が考えられるため、避けて頂きたい。

3. (2) 各論に関する御意見

⑧管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）(3/3)

意見表明者の御意見	御意見の内容
千葉県水産加工業協同組合連合会	TAC導入の必要性に疑問があり、TACを前提とした管理対象とする範囲を論じる以前の問題であると考えます。
神奈川県水産課	太平洋系群の範囲を明確にしないと管理対象の設定もよくわからない。伊豆諸島海域に限定された管理だと違和感がある。
静岡県漁業協同組合連合会	一都三県に所属する漁業者が管理対象の候補となっています。漁獲量が多いということだけでなく資源評価をするためのデータが揃っていることが理由です。 しかし実際には、一都三県以外の漁船・遊漁船・プレジャーも同じ漁場でキンメダイを獲っています。成魚や卵も多くが一都三県内海域にとどまりますが、他海域に移動しているデータもあります。 以上のことから、もし、管理するならば、対象となる水産資源となっている太平洋系群のキンメダイを獲っているすべての漁業と漁業以外の遊漁船、プレジャーを範囲として一斉に開始するのが適当と考えます。
榛原金目一本釣組合組合長	キンメダイを漁獲する漁業者全員。遊漁船。
静岡県	キンメダイ太平洋系群を漁獲する全ての地域の漁業者、遊漁船、プレジャーボート所有者等を対象とするべき。
賀茂船主組合連絡協議会金目部会会長	自主的資源管理を行なう一都三県以外の全ての漁獲者または全国一律にキンメダイ漁獲者
賀茂船主組合連絡協議会金目部会副会長	自主的資源管理を行っていない一都三県以外の全てのキンメダイ漁獲者。
伊豆東部一本釣協議会 キンメ部会会長	大臣許可を含むすべてのキンメ漁、巻網、底引き網による混獲の扱い
高知県漁業協同組合清水統括支所	キンメダイ漁業において資源管理を実施するのであれば、遊漁者によるキンメダイ釣りを禁止するべきと考える。

3. 本部会で議論する事項について

(3) そのほかの御意見(1/3)

- 全ての状況を考慮してTAC導入は時期尚早。
- 浜回りを増やし議論を尽くすとともに、資源評価の確実性の担保、全国のキンメダイ漁獲情報の収集分析が先決。漁業者の理解促進と協力体制の構築が不可欠。
- キンメダイ資源の永続的な利用に向けて必要な措置を、都県と国が一体で取り組むことが重要。
- 漁獲量の配分割当が実施された場合の後継者の育成・確保。既存漁業者の漁獲量削減との両立。
- 資源管理に伴う減収等については保証、或いは、収入増加策を模索すべき。
- イルカ等による食害対策の研究。他の漁業、遊漁による漁獲量の調査を綿密に実施した資源評価。
- ステークホルダー会合を開催する前に、参考人が内容を確認する十分な機会を設けること。

参考人からの御意見	御意見の内容
勝浦漁業協同組合 代表理事組合長	過去に検討が行われた魚種の、資源管理手法検討部会からステークホルダー会合に進む過程を確認したところ、資源管理手法検討部で取りまとめた「意見や論点の整理」について、ステークホルダー会合を開催する前に、参考人が内容を確認する十分な機会が設けられていませんでした。参考人は、自らの意見が正しく反映されていることを確認する必要がありますので、ステークホルダー会合での議論の前に、必ず参考人が「意見や論点の整理」の内容を確認する十分な機会を設けていただきたいと思います。
千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会座長	資源管理手法検討部会において、「意見や論点の整理」を取りまとめるに当たって、参考人が、その内容が部会に提出された意見等を反映したものになっているかどうか、確認する時間と機会を設けていただけるよう要望いたします。
東京都島しょ農林水産総合センター 所長	TAC導入にあたっては、漁業者の理解促進と協力体制の構築が不可欠であると常々言われておりますが、TAC導入後のイメージが都の漁業者にはまだありません。1都3県では長年にわたって管理措置の強化や入会漁場のルール統一について話し合いが行われて参りましたが、数量管理についてはその話し合いの延長で水産庁から提案を受けたという経過なので、関係漁業者全体へは浸透しておりません。キンメダイ資源の永続的な利用に向けて必要な措置を、都県と国が一体で取り組むことが重要であると考えます。
三宅島漁業協同組合 代表理事組合長 (東京都漁業協同組合連合会会長)	○漁獲量の配分割当が実施された場合の後継者の確保について 漁獲量管理が実施され、現状よりも少ない漁獲量が配分割当された場合、新規就業者の漁獲量を確保するには、既存漁業者の漁獲量削減はやむを得ない。 既存漁業者が自らの漁獲量を制限してまで、後継者を確保しなくなる。 漁獲量を管理して、後継者の確保・育成と既存漁業者の生活維持を両立できる方法を教えて下さい。

3. 本部会で議論する事項について

(3) そのほかの御意見(2/3)

参考人からの御意見	御意見の内容
神奈川県漁業協同組合連合会(参考人) 神奈川県漁業協同組合連合会(意見表明者)	水産庁から事前に、TAC管理をすれば、将来的に資源が回復し、漁業者の将来の収入が増えるという説明があった。だから、今は我慢すべきとあったが、水産資源は、漁業者のものではなく、日本国民共有の財産である。それを漁業者が漁業という手段を通じて国民に供給している。従って、水産資源の回復は国民のために行うものであり、そのために漁業者だけ我慢を強いるべきではない。漁業者は国民共有の財産を維持増大するために資源管理をするので、それに伴う減収等については保証、或いは、収入増加策を模索すべきである。
静岡県漁業協同組合連合会 常任理事	食害や他の漁業、遊漁による漁獲量の調査を綿密に実施して、資源評価に加えていただきたい。 キンメ漁業者はこれらの調査には全面協力を惜しまないはずだ。 現状の資源評価では、黒潮等の海況の影響を統計的手法(CPUE標準化)により取り除いているとしているが、生物学的には好不漁の要因は解明されていないと思われるので、基礎的な研究が必要と思われる。統計だけでなく生物学的なエビデンスがあって、はじめて真の意味で海況の影響を取り除くことができると思われる。
賀茂船主組合連絡協議会会長	全ての状況を考慮してTAC 導入は時期尚早。 浜回りを増やし議論を尽くすとともに、資源評価の確実性の担保、全国のキンメダイ漁獲情報の収集分析が先決である。 イルカ・サメによる食害対策の研究。
いとう漁業協同組合代表理事組合長	キンメ漁は潮、季節、水温による漁獲量変動が激しく、TACによる管理が難しいのではないかな？
芸東地区沿岸漁業協議会役員	仮に高知県沖海域でのTAC管理を実施する方向となった場合、資源評価手法やキンメダイTAC管理の具体的な対応方針について、高知県の漁業関係者に内容を説明していただき、意見交換できる場を設けていただきたい。
意見表明者の御意見	御意見の内容
千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会	資源管理手法検討部会において、「意見や論点の整理」を取りまとめるに当たって、参考人が、その内容が部会に提出された意見等を反映したものになっているかどうか、確認する時間と機会を設けていただけるよう要望いたします。
神奈川県水産課	伊豆諸島海域でTACの設定と考えるならば、伊豆諸島海域以外では一都三県の漁船も漁獲量規制の対象外として漁獲できるのか？ 一都三県にかかわらず、伊豆諸島海域以外で操業する漁業者は何の規制もないのか？ 現存の情報で、できる限りの解析が行われていると考えるが、その結果がキンメダイ資源の将来予測に十分足りるものである説明はされていないと感じている。キンメダイ太平洋系群の漁場の範囲はどこなのか？また、伊豆諸島海域の資源評価をキンメダイ太平洋系群全体に適用することが妥当なのか？

3. 本部会で議論する事項について

(3) そのほかの御意見(3/3)

意見表明者の御意見	御意見の内容
静岡県漁業協同組合連合会	TAC魚種拡大に向けたスケジュールが発表される前から水産庁の指導を受け、情報交換をし、努力量削減をしているにもかかわらず、太平洋系群キンメダイがTAC魚種に選定され、しかも管理対象は一都三県となっていることに驚いております。自主管理という善意の努力を続けている統制のとれた漁業者のみがターゲットとされる不公平感がぬぐえません。 「漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映し、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。」となっています。TACありきではないと言われていますが、すでにこの様式がTACありきの回答様式となっています。
榛原金目一本釣組合組合長	下手に数量管理での資源管理を行うことで、漁獲量把握のための承認制や届け出制を採用をする必要が生じ、加入が条件付となることもありえる。新規就業者が新たにキンメダイ漁業を希望しても、条件にあわなければ操業出来なくなる可能性がある。漁業者の減少につながる。
静岡県	今後も浜周りを行い、丁寧に漁業者の意見を聴いた上で、資源管理の検討内容に反映させることが必要。 国がこれまでに示してきた「漁業者の意見を十分かつ丁寧に聞き、現場の実態を十分に反映する」という考え方を必ず守り、導入ありき、スケジュールありきの拙速なTAC導入を行わないこと。
賀茂船主組合連絡協議会金目部会会長	漁業者を追い詰める数量管理の推進ではなく、資源増大に繋がる生態調査および種苗生産。 サメ、バラムツ、イルカによる食害対策の研究。
賀茂船主組合連絡協議会金目部会副会長	数量管理となった場合、新規就業者を排除する流れになるのはクロマグロを見ていて痛感した。その場合の漁業衰退の対策をどう考えるか。 数量管理と漁業者収入減が同一であることを理解しているか。
いとう漁業協同組合	経験的に、キンメダイ漁は潮、季節、水温による漁獲量の変動が激しいと感じている。資源評価結果を基に全てを科学的に管理しようとする、TACによる管理は本当に可能なのか。
伊豆東部一本釣協議会 キンメ部会会長	キンメ漁は潮、季節、水温による漁獲量変動が激しく、TACによる管理が難しいのではないかと？
高知県漁業協同組合清水統括支所	資源の持続的利用には、小型魚の保護が重要と考えるが、地域によっては小型魚の漁獲が多い地域もあるかと思う。それら地域での資源管理の方法はどのようなものになるか。

3. 本部会で議論する事項について

(4) 御意見や論点のまとめ(案)

● 漁獲等報告の収集について

- 多くが自由漁業であることを踏まえ、漁協等を含めた現場に負担のかからない報告体制を構築する必要がある。
- 採捕位置や体長など、管理だけではなく評価の精度向上にも資する報告内容等を検討する必要がある。
- 適切な資源管理のため、他の漁業、遊漁船等による漁獲量も把握する必要がある。

● 資源評価について

- 本系群の資源評価・管理について、一都三県のみを対象とする妥当性を分かり易く説明して欲しい。
- 定量的にTAC等を設定するには不十分な精度ではないか。資源評価の妥当性について説明すべき。
- 再生産関係、年齢別漁獲尾数の推定、CPUEの標準化、遊漁や食害の影響などの多様な要因を考慮した十分な資源評価となるよう、関係情報の収集の検討・実施が必要。
- 本系群の分布域全ての資源評価を行い、漁場毎の資源管理目標を設定すべき。

● 資源管理について

- TAC導入の必要性に疑問がある。漁獲シナリオは、十分な精度の資源評価に基づいた検討が必要。
- 最新の技術、データに基づく数量管理が必要なことは理解。しかし一都三県のみを管理対象することは不公平。
- 自主的な資源管理を評価した漁獲量の配分をしなければ不公平。単純な実績ベースの適用はできない。
- 自由漁業であるため、各地域の自主的取組の実効性確保に不安。漁場の管理とともに実施する必要がある。
- 許可制や承認制など公的規制の早期導入による取組の強化・充実が不可欠であるとともに、遊漁船等の対策・管理も必要。
- 各地域の現状を確実に把握し、慎重に進めるべき。漁業者等の経営に負担をかけない配慮が必要。
- 地域経済への影響も踏まえた経済的支援や担い手対策等の対応策・支援が必要。

● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- 評価精度や一都三県を管理対象とする妥当性などを含めたTAC制度を導入する必要性。
- TAC導入の際の配分方法・管理方法の考え方など、資源の公平な利用に向けた検討。
- 将来の予測される漁獲量及びTAC導入にともない減収した際の経営面での支援策等。
- 遊漁等を含めた一都三県以外での資源管理、サメ等の食害対策。

4. 今後について

新たな資源管理の検討プロセス

①	資源評価結果の公表	• 令和4(2022)年9月に公表
②	資源評価結果説明会	• 令和4(2022)年10月に開催
③	資源管理手法検討部会	• 令和4(2022)年12月に開催 • 参考人等からの意見や論点を整理
④	ステークホルダー会合 (資源管理方針に関する検討会)	• ②で整理された意見や論点を踏まえ、具体的な管理について議論 • 必要に応じ、複数回開催し、管理の方向性をとりまとめ
⑤	資源管理基本方針の策定	• ③でとりまとめられた内容を基に、資源管理基本方針案を作成 • パブリックコメントを実施した後、水産政策審議会資源管理分科会への諮問・答申を経て決定
⑥	管理の開始	

本日はここ